総務常任委員会 予算常任委員会総務分科会

(平成26年6月20日)

10:00開議

〇 森 康哲委員長

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

おはようございます。よろしくお願いします。

まず、冒頭でお諮りしたいと思いますが、今回の総務常任委員会の中で所管事務調査を 行うかどうかを確認したいと思います。

実施について何かご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

(「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

〇 森 康哲委員長

正副委員長に一任ということなので、それでは、今回は、所管事務調査は実施しないことに決します。よろしくお願いします。

それでは、各議案の審査に入っていきたいと思います。

今回、請願の審査が3件ございます。そのうち2件の請願者より、意見陳述の申し出が ございました。つきましては、審査順序につきまして、意見陳述の申し出があった請願第 6号の審査をまず初めに行い、もう一方の意見陳述の申し出があった請願第7号の審査に つきましては、時間を指定して午後1時より行いますので、あらかじめご了承いただきた いと思います。

請願第6号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定や立法に反対する意見書の 提出について

〇 森 康哲委員長

それでは、請願第6号集団的自衛権行使を容認する閣議決定や立法に反対する意見書の 提出について審査をいたします。

それでは、初めに事務局から請願を朗読させます。

(事務局朗読)

〇 森 康哲委員長

先ほど朗読の中で、真ん中ら辺の必要最小限のところを最低限と読みましたが、最小限 に訂正させていただきます。

それでは、請願者から趣旨説明、意見陳述をしていただきますので、請願者の方は理事 者席の1列目にご着席いただきます。

傍聴者の方が9名入っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、お願いします。

〇 請願者(大野)

九条の会・よっかいちの事務局を担当している大野章と申します。請願者の代表増原一 眞にかわりまして、今回の請願趣旨について若干の補足をさせていただきます。

〇 森 康哲委員長

どうぞ、着席していただいて。

〇 請願者(大野)

まず、立憲主義の立場から、集団的自衛権行使容認を閣議決定で行うことは許されない、そういうことについて述べます。

劇作家の井上ひさしさんは、明治憲法は国家が国民に命令する憲法だったが、今の憲法 は国民が国家に命令する憲法だ。すなわち、立憲主義とは、憲法で国民が政府を縛るもの ということだと、こういうふうに言いました。

安倍政権は、憲法改正をやりやすくするために改定条項を改定し、現行の衆参両院のそれぞれ3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民投票で過半数の賛成を必要とする、こういうのを、衆参両院のそれぞれ2分の1の賛成で国会が発議し、緩和しようとしました。これに対しては、憲法改正をすべきと言っている人たちからも批判が続出しました。

すると、安倍政権は、憲法改正の手続を全くとらずに、政府の解釈変更によって歴代政府が営々として守ってきた憲法解釈、すなわち、現行憲法下では集団的自衛権の行使は許されないという立場を180度転換して、行使容認に解釈変更をしようとし始めました。

国会での議決も国民投票も省略して、行政権だけで行使容認を決めようとすることは立

憲主義を根底から否定するものです。

委員の皆さん、憲法に対する考え方の違いを超えて、あるいは集団的自衛権に対する賛 否の違いを超えて、立憲主義を守るという一点でぜひお考えいただきたいと思います。

集団的自衛権というのは、自分の国が攻撃されていなくても、他の国が攻撃され、それが我が国の安全を犯すおそれがあると政府が判断したとき、武力行使ができるというものです。

これについて安倍政権は幾つかの事例を述べていますが、時間の都合で二つに絞って、 その根拠がいかに詭弁であるかを述べさせていただきます。

その一つは、安倍首相がパネルを示して強調した海外で紛争が起こったとき、在留邦人を救出して帰国させるためにアメリカ艦船で輸送してもらう際、その船が攻撃されても自 衛隊が出動して守らなくてもいいのですかといった問題です。

これについて、6月16日付の朝日新聞は政府関係者の話として、米軍が海外の自国民らを救出する作戦では国籍による4段階の優先順位がある。1、米国籍、2、米国の永住許可証の所有者、3、イギリス国民の順番で優先順位があって、日本人は最後のその他に位置づけられているという、そういうことです。

邦人が日本人を救出しないと、こういうふうに救出はしないんだと言っているに等しいアメリカの言い分があるのに、邦人が乗っているアメリカの艦船が攻撃されるというのはあり得ない虚構だということです。これについては複数の外務省関係者も同様の証言をしております。安倍首相の根拠は根底から崩れる詭弁ではないでしょうか。

湾岸戦争当時の海部俊樹元総理大臣は、あのとき、そんな話は一度もなかった、こういうことを言っています。集団的自衛権についても鳩山内閣の岡田克也外務大臣は、自分の 在任中にそんな話は一度も聞いていない、こういうふうに言っておられます。

もう一つ、機雷除去についてです。

集団的自衛権が機雷除去は必要だと述べているのも詭弁です。

安倍首相は、集団的自衛権を行使しても自衛隊は戦闘地域にはいきません、こういうふうに言っていますが、国際法上、戦争中の機雷除去は相手国への戦闘行為であり、攻撃の対象になるというのが国際常識です。この点でも大きな矛盾があり、集団的自衛権行使の根拠が崩れるものです。

さて、戦争放棄を定めた憲法のもとで自衛隊が海外に派遣されたのは小泉内閣のときの イラク戦争でした。このときは人道支援という名目で派遣された自衛隊は、後方支援に徹 し、一人の戦死者もなく、一人も外国人を殺すことはありませんでした。しかし、あのイ ラク戦争でアメリカの要請に応じて集団的自衛権を発動してイラク戦争に赴いた国々は、 多くの戦死者を出しています。

大量破壊兵器をフセイン政権が隠しているといううその情報を根拠として始めたあの大 義なき戦争は、まさに集団的自衛権が招いた悲劇でもあったのです。

今、戦争と平和をめぐる国際情勢は大きく変化しています。確かに、東アジアでは尖閣 諸島あるいは竹島と緊迫した問題はあります。しかし、村山元総理大臣は、それを招いた 根本原因は安倍さんの言動ではないのかと、こういうふうに言っております。

今、アメリカそのものもシリアやイラクの紛争に軍事介入することをためらっています。これは、ブッシュ大統領に比べて、オバマさんが幾分リベラルだという点もあるでしょう。しかし、何よりもアメリカで厭戦気分が蔓延している。ベトナムから、イラクから、アフガンから帰った兵隊が本当に深刻な精神病に陥っている。こういう中で、もう戦争は懲り懲りだということがアメリカの中でも起こっている、こういう事態があるのです。

今、述べさせていただいた集団的自衛権行使容認は、立憲主義を無視し政府の解釈改憲で行ってはならないという点と、安倍政権の示す根拠が虚構のものが多くかえって国民の生命と安全にとって危険だということから、新聞各紙の社説も拙速は避けよと警告しています。

そして、何よりも地方自治体からもかつてなく大きな声が上がり、多くの首長から慎重な対応を求める意見が寄せられています。お隣の鈴鹿市の末松市長もそうです。

そして、多くの地方議会が、特に自民党の人たちが岐阜県の県議会では提案をして、こ ういう意見書が採択されてきております。四日市市議会においてもぜひ意見書を決議して いただくよう、心からお願いをするものであります。

一度、風穴を開けたら、際限なく広がります。今朝の朝日新聞も毎日新聞も、集団安保 で武力行使という活字が躍っております。大変怖いことではないでしょうか。

戦争を知らない世代が政権の中枢にいること自体が危険だと、与党の自民党や公明党の 戦争体験者からも危惧の声が上がっています。加藤紘一さん、野中広務さん、古賀誠さん、 河野洋平さん、そして、公明党の草川昭三さん、この方々は、あの戦争体験が今と非常に 強く重なる思いがあるのではないでしょうか。

私自身も少年時代の戦争体験者です。軍国少年育成のために昭和16年に小学校が国民学校へと変わり、その年に1年生となりました。「サイタ サイタ サクラ ガ サイタ」

が、「ススメ ススメ ヘイタイ ススメ」に変わった最初の1年生です。学校では、お 国のために立派に戦って死ねる人間になろうと教わりました。はい、立派に戦います、優 等生ぶって答えていても、家へ帰ると怖くて怖くて、押し入れの中に潜り込んでしくしく 泣いていたものです。

富田の国民学校ではそれはなかったんですが、学校によっては校長先生が卒業式で行け、 戦え、死ねと言って送り出したところもあったようです。個人の幸福の上に国家を置く誤 った教育のもとで、多くの若者の命が奪われました。

国家が国民に命令する憲法のもとでのあの忌まわしい時代が、今日ほど今と重なること はありません。しかも、あの過ちが、今度は国民が国家を縛る民主主義の時代で繰り返さ れてもいいのでしょうか。

最後に、戦争中、教え子を戦場に送った、高知県の竹本源治という教師の「戦死せる教 え子よ」という詩を朗読して締めくくらせていただきます。

戦死せる教え子よ、逝いて帰らぬ教え子よ、私の手は血まみれだ、君をくびったその綱の端を私は持っていた、しかも人の子の師の名において、ああ、お互いにだまされていたの言いわけが何でできよう、慙愧、悔恨、懺悔を重ねても、それが何の償いになろう、逝った君はもう帰らない、今ぞ私は汚濁の手をすすぎ、涙を払って君の墓標に誓う、繰り返さぬぞ、絶対に。

ありがとうございました。

〇 森 康哲委員長

請願者の趣旨説明はお聞き及びのとおりでございます。

そのままちょっと着席しておいていただいて、委員から請願者へのご質疑がございましたら、挙手をお願いいたします。

〇 山本里香委員

九条の会・よっかいちから請願をいただいておりますけれども、少し九条の会・よっか いちという、そのことについて教えていただけませんでしょうか。

〇 請願者(大野)

九条の会というのは、2004年に9名の著名な方が呼びかけて、やはりこの憲法第9条は

絶対に守っていかなきゃいけない、こういうことで大きく憲法第9条を守る運動を広げよ うというふうに呼びかけられました。

9人のうち、もう大分亡くなられました。さっき私が引用した井上ひさしさんも、それから加藤さんも、それから小田実さんとか、それから三木元内閣総理大臣の奥さんの三木 睦子さん、みんな亡くなられました。だから、残っていらっしゃる方は5人ですかね。

その呼びかけに応じて四日市市でも2005年に、この趣旨で憲法第9条を守る運動を進めようと、この1点で、どんな考えの方も、例えば、私自身は安全保障条約と憲法第9条は矛盾しているなと思っても、安全保障条約は必要なんだよ、軍事基地も必要なんだよという方でも憲法第9条を守るという1点で一致すれば全ての人が手をつなぐ、こういう形で毎年1回大きな講演会、それから、いろんな地域で小さな集会、勉強会、そういうことをやっております。また、会報も出しております。

それでよろしいでしょうか。

〇 森 康哲委員長

よろしいでしょうか。 他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他にご質疑はございませんので、請願者に対する質疑を終了させていただきます。 どうもありがとうございました。

〇 請願者(大野)

ありがとうございました。

〇 森 康哲委員長

傍聴席のほうへお戻りください。

それでは、理事者から補足説明があればお願いしたいと思いますが、何かございますか。

〇 辻総務部長

特にございません。

〇 森 康哲委員長

それでは、ご質疑、ご発言がございましたら、挙手のほうをお願いいたします。

〇 山本里香委員

行政のほうで確認ができておれば、今、陳述をされた中には各議会等の動きなどもちょっと触れられましたけれども、つかんでいるところを教えていただきたいと思います。

〇 松村総務部次長兼総務課長

失礼いたします。総務部次長の松村でございます。

大変恐縮ですが、今のところ理事者のほうでは把握しておりません。

〇 山本里香委員

質疑の時間ですよね。

新聞報道等とかでも皆さんの目には触れていると思うんですが、その一部が新聞報道でも出ているということの認識で、全国的な動きはまだ6月の議会も中盤のところも多いですし、大きくそういった資料があればいいなと私は思いましたけれども、用意がないということで、仕方ありませんね。

〇 森 康哲委員長

他にございますか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他に質疑はございませんので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はございませんか。

〇 毛利彰男委員

この請願第6号集団的自衛権行使を容認する閣議決定や立法に反対する意見書の提出について、願意に賛成することを表明します。

その理由ですが、我々の孫、子供を再び戦争に絶対に行かせてはいけないと、集団的自 衛権、これがうたうあるいは求める安全保障協力の姿、内容につきましては、これは私の 解釈ですけれども、戦争そのものを容認するものというふうに判断しています。

したがいまして、戦争というものについては前線も後方支援も、そんな線引きをできる ものではないというふうに思います。さらに、今こそ憲法第9条にうたう戦争放棄、それ を守らねばならないというふうに思います。

したがいまして、請願者もおっしゃった立憲主義を守る、それから、政府内閣の勝手な解釈は許されないと、そういう意味で願意に賛成することを表明します。

以上です。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 山本里香委員

続けて、今、願意に共鳴すると委員が発言されましたが、そのことに加えて今、立憲主義の立場からと平和主義の立場からということで憲法第9条を守るという説明があり、また、この願意であります。

日本の国の形をも180度変えてしまうようなこの問題を、主権者である国民、私たち市民というところを少し置いた形で物事が進められていくことにこそ本当に危惧を、もちろん戦争の放棄、平和主義もですけれども、そのことが大変、民主主義の今の時代として問題だということで、こういう民主主義をないがしろにするような形に進んでいってしまうことが私たちの一人一人の議員の任務、仕事とかということまで否定してしまうようなことになりはしないかということまで考えて、このことに賛成の表明をしたいと思います。

〇 藤井浩治委員

確かに、願意につきましてはもっともなご説明をいただいたということで賛成をしたい と思いますが、国会のほうではやはりこういう重要な問題を拙速に進めているというとこ ろもございますので、我々四日市市議会としてももう少し情報を仕入れて勉強する時間が 必要ということで、継続を主張したいと思います。

〇 山口智也委員

私もこの問題については毎日毎日頭を悩ましております。国のこれまでの戦後の我が国の平和国家としてのあり方を左右する重大な問題だというふうに捉えておりますので、これはやはり国民の間で、また、地方議会においても十分時間をかけて議論すべき問題だというふうに捉えております。

今この問題を、先ほど藤井委員のほうからもお話がありましたように、与党協議、また、国会審議をしているさなかでありまして、それから、具体的には想定される問題がこれまでの政府の憲法解釈の範囲内、つまり、個別的自衛権あるいは警察権で対応できるものなのか、また、つまりそれはこれまでの1972年の政府解釈をベースにしたそのものと、論理的整合性がとれているのかというところを今慎重に国のほうでも議論されているというふうに思います。

今、これまでマスコミベースでも今国会の会期中に閣議決定がという話もありましたけれども、与党協議も結論を先送りするという状況になっていると思います。国で今、慎重に議論を積み重ねている状況をしっかり注視していくというのは当然でございますけれども、この請願の内容を地方議会として今判断するというのは適当ではないかと思います。

審査をしないということではなくて、もう少し国の動向を見きわめた上で、判断材料を整えてからしっかり判断したいということを思っておりますので、私も審査期限の延期を希望しております。

以上です。

〇 笹岡秀太郎委員

お二方のご意見と基本的に同じような部分があるんですが、もう少ししっかりと動向を 見据えて、我が市議会のほうでも議論を深めていってという体制をとっていくという思い が大事じゃないかなという部分でいうと、やはり継続をして、しっかりとこの問題に取り 組んでいくという思いがあります。審査期限の延期でどうかなという。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 山本里香委員

今、拙速に進めるのでないから継続をしてという発言が続きました。

今、国民的に危惧をしているのは、今の政府が拙速に進めようとしているということを 危惧しているということだと思います。この願意は、そのことを大きく出しているものだ と私は認識をしています。

ですから、今、拙速にしないでくださいということをお願いする、その請願として、意 見書として上げることが今だから必要なのではないかと私は重ねて訴えたいと思います。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 樋口龍馬委員

拙速な判断について抑制をお願いしていくということについては、理解はいたしますし、 請願者のほうの意向もよく理解のできるところではありますが、行政サイドといたしまし て今、他議会の状況も把握できていないというところもありますし、我々議員としても知 識の深度がそこまで深くないところが私自身はございますので、私も継続を希望いたしま す。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他にございませんので、討論を終結したいと思います。

それでは、採決に入りたいと思います。

それでは、請願第6号集団的自衛権行使を容認する閣議決定や立法に反対する意見書の 提出について、審査期限の延期を求めてはどうかとの意見がございましたのでお諮りした いと思います。

他に質疑、発言のある方はお見えになりますでしょうか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他にご意見もないようですので、これにて質疑を終結し、先ほどの意見のありました請願第6号の審査期限の延期を求めることについてお諮りいたします。

請願第6号集団的自衛権行使を容認する閣議決定や立法に反対する意見書の提出について、審査期限の延期を求めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇 森 康哲委員長

賛成多数です。

賛成多数ですので、本件につきましては審査期限の延期を求めることにいたします。

[以上の経過により、請願第6号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定や立法に反対 する意見書の提出について、採決の結果、審査期限の延期を求めるものと決す る。]

〇 森 康哲委員長

次の議案の審査へ移りますので、理事者の入れかえがある場合はお願いいたします。

請願第1号国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求める意見書の提出について審査をいたします。

請願第1号 国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求める意見書の提出 について

〇 森 康哲委員長

請願者からは趣旨説明、意見陳述の申し出がありませんでしたので、理事者のみ出席を いただいております。

それでは、初めに事務局から請願を朗読させます。

(事務局朗読)

〇 森 康哲委員長

請願の内容はお聞き及びのとおりであります。

理事者から補足説明があればお願いしたいと思いますが、何かございますか。

〇 辻総務部長

特にございません。

〇 森 康哲委員長

それでは、質疑、発言がございましたら、挙手をお願いいたします。

(なし)

〇 森 康哲委員長

特に質疑はございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〇 毛利彰男委員

結論から申し上げますが、この請願に反対します。

理由ですけれども、請願趣旨をずっと見せていただきますと、まさにおっしゃっていることはよく腹におさまりますし、そのとおりやなと願意に賛同するんですけれども、この請願事項の中の1の(3)、国の果たすべき責任を放棄し、地域間格差を生むおそれのある地方分権や道州制は行わないでくださいと。この3項のみ、この請願事項の中の、これのみ相入れない考え方だと。もしこれがなければもろ手を挙げて賛成をさせてもらいたい

かなと思うんですけれども、ここの文だけは、やはり時代の流れとか経済の流れ、いろんな面を含んで逆行する考え方だというふうに私は、私の意見ですけれども、そう思いますので、その1の(3)が非常に大きなハードルとなって相入れないということからこの請願については反対します。

以上です。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 山口智也委員

私も不採択の立場です。

一つは、毛利委員もおっしゃったように、道州制の部分については無駄な行政をなくすというためにも必要なことだと思っていますし、防災に関する公共事業という点も、国の果たすべき責任を放棄することにはならないし、地域で自分たちの安全に必要な公共工事を進めていくということは必要なことだと思っています。

それと、もう一つは、2ページ目の5番のところの労働者派遣法の適応対象にしないでくださいという部分、これは平成24年10月の労働者派遣法の改正があって、派遣労働者の保護をするための改正であると認識しています。例えば、派遣先の社員との賃金面の均衡が配慮されていたり、また、派遣会社にマージン率を労働者にしっかり示すようにというような改正がありまして、その派遣労働者を保護するという点でこの請願の内容とは少し違和感を感じますので、私は不採択という立場であります。

以上です。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 山本甲香委員

この請願について、今、指摘があったことに私の考えを述べて、そして、賛成をしたい と思います。

今、問題とされました1の(3)、国の果たすべき責任を放棄し、地域間格差を生むお

それのある、おそれのあるです、地方分権や道州制は行わないでくださいという、この文 言に関して、(2)のところとこれはリンクする部分であると私は考えております。

道州制、地方分権というのは今、進められていこうとしている方向なんですけれども、この中で、地域地域でいろいろな公共事業などの工事が行われるときに、管理体制がやはりスリム化をされていく、そのスリム化が無駄を省くという意味で道州制や地方分権という言葉を先ほど容認をされたような言葉だったと思うんですけれども、これは、道州制、地方分権ということの中に、スリム化をするということが、この請願を出されたこの当事者の皆さん方のご意見とすれば、だんだんと管理体制が狭まって、管理事務所が引き上げられたりする中で十分な管理が行われないということを大変危惧されておるというふうに私は考えます。

そういう意味からいって、公共工事をするときの体制をきちんと組むという意味でこの 2と3は連動するものと考えております。

考え方は、道州制、地方分権ということに関して考え方の差があることは認識はしておりますが、私の考えとして、そのように考えます。

それから、次のページにおきましての労働者派遣法の問題です。

労働者派遣法もいろいろと俎上に上り、今、問題が指摘をされていたりしている中にあるわけなんですけれども、今、労働者派遣法の中で細切れの労働がどんどんと広がっていくと、これは現実としてあるわけです。その中で、手直しがされてはおりますけれども、その実態が今の手直しの中で改善をされるというふうには私は理解はできません。

その中で、働く人の技術をきちんと定着させ、そして、責任を持った仕事をしていただけるようにするためにはこの労働者派遣法の適用外ということできちんと、これはある意味、今の法律があるから保障をされるという言われ方もありますけれども、現実がそのようになっていないと認識をしておりますので、この文言については、私は受け入れてこれに賛同したいと思います。

〇 森 康哲委員長

他に討論はございませんか。

〇 樋口龍馬委員

先ほどの山本委員に対応する形になるんですけれども、1の(3)の地方分権や道州制

についてなんですが、はえある地方議会の改革度ランキング1位に輝いた四日市市こそ、こういった先進的な事例を牽引していく市として対策を打っていくことが市議会の使命だというふうに感じておりますので、こちらの1の(3)について私も賛同いたしかねますので、不採択という立場で討論をさせていただきます。

以上です。

〇 笹岡秀太郎委員

樋口委員と同じ意見なんですが、趣旨の中の、既存施設を長持ちさせて公共施設の新規のものを抑制せよというこの文案は、やはり新たな整備を抑制しろという流れにつながってくるのかなと。それではちょっとやはり地方の整備がこれからおくれていくことになりますし、地方都市の産業振興等にも大きな影響が出てくるのかなという思いがするので賛同できかねます。

以上です。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他に討論がございませんので、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより本件を採決いたします。

請願第1号国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求める意見書の提出について採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

〇 森 康哲委員長

賛成少数であります。よって、請願第1号国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を 求める意見書の提出については不採択と決しました。 [以上の経過により、請願第1号 国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求める 意見書の提出について、採決の結果、不採択と決する。]

〇 森 康哲委員長

次の議案の審査へ移りたいと思うんですけど、少し早いですが、10分程度休憩をとりたいと思います。再開は10時55分ですね。

10:45休憩

10:55再開

〇 森 康哲委員長

それでは、議案第10号四日市市火災予防条例の一部改正について議題といたします。

議案第10号 四日市市火災予防条例の一部改正について

〇 森 康哲委員長

それでは、理事者より配付資料の説明をお願いいたします。 まずは、後藤消防長、ご挨拶を。

〇 後藤消防長

おはようございます。消防本部でございます。よろしくお願い申し上げます。

本委員会でご審議いただきますのは、議案1件でございます。平成25年8月15日に京都府の福知山市で発生いたしました火災を受けまして、消防法施行令改正に伴う火災予防条例の一部改正でございますので、詳細については担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長の市川でございます。

それでは、総務常任委員会関係資料のインデックスの1番のところに関係資料が載って ございます。それをもとにご説明をさせていただきたいと思います。

議案書につきましては75ページでございます。

議案第10号四日市市火災予防条例の一部改正についてということでございまして、まず、 改正の背景なんですけど、先ほども消防長からございましたように、福知山市の花火大会 で死者3名、負傷者56名という死傷者を伴う火災が発生をいたしました。

この火災の原因につきましては、花火大会に出店をしておりました露店の関係者が発電機にガソリンを注入しようとしていたところ、携行缶からガソリンが噴き出してガスこんろの火が引火をして、このような惨事になったというものでございます。

このために消防法施行令が改正をされまして、対象火気器具と書いてございますけれども、ガスこんろであるとか、しちりん、発電機、このあたりを対象火気器具というふうに呼んでおりますけれども、これらを使用する場合については、消火器の準備、それからもう一つ、屋外で大きな催しを主催する者に防火管理体制を義務づけたというようなものでございます。

福知山での課題として少し上げられておりますのが、露店の関係者に消火設備がなくって初期消火ができなかったというのが1点ございます。それから、大規模な催しの場合、防火管理をする責任が不明確であったというようなところがありまして、今回の改正に至ったというようなものでございます。

改正の内容を、2から書いてございます。

条例の改正内容なんですけれども、まず、消火器の準備ということで、祭礼、縁日、花 火大会、展示会、その他、多数の者が集まる催しにおいて、火気器具を使用する場合には、 消火器を備えつけた上で使用するということを義務づけております。

それからもう一つ、露店の開設ということで、祭礼等で火気器具を使用して露店を開設 する場合には、事前に消防署へ届け出をするというようなことを義務づけております。

それから、(2)なんですけど、防火管理体制の強化ということでございますけれども、これは特に大規模な催し、四日市市でいいますと大四日市まつり、花火大会、それから、萬古まつり、この三つほどが該当になるというふうに考えておりますけれども、消防長は、祭礼等で屋外の催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件に該当するものにつきまして火災が発生した場合に、人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるというものを指定催しということで指定をいたします。

この指定につきましては、先ほど申し上げた三つでございまして、要件としましては露 店の数が100以上というようなものでございます。

これを指定した場合には、催しを主催する方に通知をして、なおかつ公示をするというようなものでございます。これは、主催者に防火管理の責任を持ってもらおうというような意味合いでございます。

②で指定催しに係る防火管理ということでございますけれども、この大規模な催し、指定催しを主催する者は速やかに防火担当者を定める。

それからもう一つ、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するというようなことを 義務づけておりまして、この業務に関する計画と申しますのは、例えば、パトロールであ ったり、露店、火気を使用する方への指示、こういったことができる業務の実施体制を定 めていただくことや火気器具の把握、それから危険物、ガソリン携行缶等の把握、これら をする。それから消火活動、避難の誘導に関すること、これらを一応、業務計画の中に定 めていただくというようなものでございます。

それから、この計画を定めたときには催しの14日前までに消防機関に届け出をするというような義務づけをしております。

罰則なんですけれども、この計画を提出しなかった場合には罰則を科す。罰金30万円というような条項でございます。

施行日につきましては、改正条例公布の日というふうに考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、発言をお願いします。

〇 日置記平委員

確認だけさせて。

提出の基準なんだけど、よく読めばわかるかもしれないけど、例えば、露店商100店舗以上、露店商は関係ないけど、例えば、小学校の校庭を使って各地区の文化祭とか、それから、その他が、地区ごとのガスボンベを使ったあるいはそれ以外のもので火を使ったイベントがあるとするやんな。そんなやつはどうするんやな。今までどうしておったか知ら

ないけど。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長の市川でございます。

先ほど、学区の文化祭であるとか地区の行事はどうするのかというお尋ねでございましたですけれども、まず、国のほうからも少し示されておりまして、面識がある者同士、例えば、ホームパーティーであるとか、私どもが考えておりますのは単一自治会で面識のある人同士でやられるようなものに関しては対象外というふうな考え方でおります。

これも国の通知の運用の中に少し入っておりまして、ただ、それが、例えば、単一自治会じゃなくって複数の自治会にまたがるイベント、それから、自治会の方だけじゃなくて一般の方も入られる、そういったものについては対象にするというようなものでございます。

以上でございます。

〇 日置記平委員

今度、楠地区が合併10周年かなんかの記念イベントをやるそうやで。ああいうのは必要になるのかな。ガスボンベやなんか、焼き鳥したりなんかやると聞いておる。いつもそんなんやっておるんやけど、あれも対象かな。

〇 市川予防保安課長

先ほども申し上げましたように、単一自治会でほとんど顔見知りという中でやられるものに関しては対象外、ただ、地区単位というようなものに関しては、やはり全ての方が面識があるというものでもないというふうに思っておりますし、それから、一般の方もいらっしゃるというようなところで対象にするというような考え方でおります。

以上でございます。

〇 日置記平委員

まだまだわかりにくい面もあるかわからんので、それぞれに、24地区、その辺のところをまた情報伝達、その後、わかりやすいような、そんな情報伝達をよろしく頼みます。

〇 市川予防保安課長

わかりやすく地域には伝えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

〇 山本里香委員

今の日置委員の質問にちょっと追加をして、今、屋内屋外両方使っていて100店舗じゃなくて、屋外のみ、屋外で100店舗以上ということの表記でよろしいんだと思うんですけれども、今、四日市市の中で、今まででそういうイベントなどがされていた中で、どんな規模かちょっとイメージができないので、この100店舗というイメージは、大きな、それこそよく通りなんかを使うバザーなんかではそれに対応すると思うんですが、連合自治会レベルでもやっているような規模で、今まで届けがあってイメージしているのは、該当するものってあるんですか。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長の市川でございます。

今までは届け出の義務がなかったということなんですけれども、先ほど申し上げたように、連合自治会、地区単位、学校区単位ぐらいになりますと、やはり対象にしたいという ふうに考えております。

〇 笹岡秀太郎委員

罰則規定ですけれども、今回、必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対して罰則を科せられると。これは当然だろうなという、これでいいと思いますが、その出された計画がきちんと計画どおりに進められているかというチェックはどういうふうな体制で行っておるんですか。

〇 市川予防保安課長

この大規模な指定催しというものに関しましては、この業務に関する計画を届け出なければならない、なおかつ開催する14日前に届け出ろということでございますので、届け出られましたらその時点から審査を開始するということなんですけれども、実際には対象となりますのが、先ほども申し上げました大四日市まつり、花火大会、萬古まつりが100店舗を超えておりますので、事前にいろいろと協議をしながら計画に盛り込んでいただける

ように私どもも一緒に入っていきたいなというふうに考えております。 以上でございます。

〇 笹岡秀太郎委員

それはもう当然のことだろうと思うんだけれども、実際その催しが開催されて、計画どおりにそれが守られているかというあたりのチェックはやるんですかということを聞いておるんです。

〇 市川予防保安課長

予防保管課長の市川です。

まず、この指定催しに関しては、福知山市の事故のときに主催者の防火管理が明確じゃなかったというところがまずございます。

まず、主催者の方にもやはり責任を持っていただこうと。私どもは私どもとして、届け出をいただきましたら、確認に回らせていただく、そういったチェックはさせていただこうと考えております。

以上でございます。

〇 笹岡秀太郎委員

罰則規定を設けてへんからそういう体制がしっかり必要かなと思うんだけど、例えば、 違反があった場合もきちんと指導をしていただけるということは当然だと思うんですけど、 そのとおりですよね。オーケーです。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 毛利彰男委員

ちょっとイメージが湧かないので教えてほしいんですけれども、露店を100店舗というのは火気を使うところだけなのか使わないところなのか、それはどうなの。全然使わない、全く1店舗も使っていないけど100店舗あるというときは。

〇 市川予防保安課長

予防保管課長の市川です。

ちょっと説明不足で大変申しわけございません。

100店舗に関しましては、火気を使うところ使わないところ含めて100店舗でございます。

〇 毛利彰男委員

全然使わないときでも対象になるということやね、100店以上あったら。

〇 市川予防保安課長

予防保管課長の市川です。

使わないときも露店を開催する場合には、100店舗の一つに数えると。

〇 毛利彰男委員

そのときに、消火器というのは各店が持たなければいけないのか、その中で何カ所か置いたらいいのか、あるいは火気を使っている店は全部置かなきゃいけないのか、ごめんね、細いこと聞いて。

〇 市川予防保安課長

予防保管課長の市川です。

まず、消火器の設置なんですけれども、火気を使われるところには必要ということであります。火気を使われないところには必要はないということでございます。

ただ、例えば、露店の開設者が複数見えます。例えば、併設して並べられて、歩行距離で20m以内、消防法の基準を適用して20m以内に置かれているのであれば、それは2店舗で一つでもいいよというような取り扱いはする予定でございます。

〇 毛利彰男委員

意地悪な質問でごめん。99店舗やったら要らんということやね。

〇 市川予防保安課長

そのとおりでございます。

〇 毛利彰男委員

それで、もうついでに聞いておきますが、この消火器の種類とかそんなのも指定があるのかというのと、指定された場合、指定催しということになったときに、防火担当者の人数とか、それから、必要な業務、こういうものはちゃんとしたものがあるんやろうね。出てこないんだけど、あるんやわな、当然。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

まず、消火器の種類でございますけれども、これは消防の検定を受けたものというような形で、一般の事業所に置かれている消火器、小さいものから大きいものまでございますけれども、それはどれでもかまわないというようなものでございます。

それから、防火担当者の人数なんですが、これに関しましてはやはり責任を持っていた だくということで1名になるというふうに考えております。

それから、計画なんですけれども、今も実際にはもう大四日市まつりを控えておりまして、観光推進室とも連絡をとりながらこういうふうにつくってほしいというようなところを今投げかけておるところでございます。

以上でございます。

〇 毛利彰男委員

ありがとうございました。

〇 山口智也委員

資料の1ページの2番の条例改正の内容の、100店舗以上ではない(1)のほう、100店舗に満たない場合のところですけれども、露店の開設届け出なんですけれども、今までは届け出をする必要がなかったんですか。それが今回から必要になったということですか。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長の市川でございます。

従前は、この条例が施行されるまでは基本的には届け出の必要がないというものでござ

いまして、今回の公布後に対象になりますということでございます。

〇 山口智也委員

わかりました。

そうすると、今回から届け出が必要ということなんですけど、届け出を受けた消防本部はそれに対して、例えば、指導とか、先ほどほかの委員が言われたようにチェック体制ですとか、あと、日々の研修とか、そういったフォローみたいな体制というのはあるわけですか。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長の市川でございます。

基本的にはやはり火気を使うところ、これはどなたでも多分そうだと思うんですけれども、火の用心というか火災予防をやはり心がけていただくことがまず大事なところだと。なおかつその届け出をしていただくことによって、その意識をやはり持っていただこうという意味合いが一番大きくございます。

ただ、私どもも、かなりの店舗、催しがございますので、全て確認というのは多分これは難しいのかなというふうに思っております。ですから、書類の中での指導とか、そういったものも含めて、現地指導も含めてさせていただきたいというふうに考えております。 以上でございます。

〇 山口智也委員

わかりました。

一番心配されるのは、もう届け出をするというその形式だけで終わってしまうというか、 もうそういうのが一番怖いところだと思いますので、そういうちょっと見守り的なことを しっかり考えていただきたいなというふうに思います。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長の市川でございます。

実効性が担保できるようにしっかり私どもも推進したいというふうに考えております。 よろしくお願いいたします。

〇 笹岡秀太郎委員

ちょっと実効性のところで確認すると、これ、改正の背景としてはこの間の福知山市の 事件ということなんやけど、今度その事件を、この新しく改正したとして、この事件は防 げるというふうに考えていくわけやけど、一つは、露店の関係者が補給をするときの携行 缶の圧力操作にミスがあったと。その辺の指導もこういう計画の中に折り込まれて、万が 一火が出た場合の消火作業等の規定を設けて、二度とこういう事故が起こらないようにと いうための整備が、これは実効性があるというふうに理解してよろしいんやね、そのよう なことで。

〇 市川予防保安課長

市川予防保安課長でございます。

まず、今まで、先ほどもちょっと申し上げたかもわかりませんけれども、主催者の防火 責任というのはやはり不明瞭であったというのがこの背景にございまして、まずこの条例 によって主催者の管理責任を明確にまずすると。そして、やはり主催者自身が遂行いただ く実施をいただくというのがまず一番大事なところでございます。

ただ、私どもとしてもそれをただ届け出を受けたからいいという話ではなくて、私ども もかかわりながら実効性が上がるように努めてまいりたいというふうに考えております。

〇 笹岡秀太郎委員

わかりました。

それで、これ、せっかくこういう市民の安全・安心を守るための改正につながると思うので、より実効性を上げるためにもPRといいますか、市民向けにしっかりとこれをアピールしていってもらわなあかんと思うんですが、早々に何かそういう考え方があるのかどうか。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長の市川でございます。

今、市内で催しをされるところ、地区市民センターであるとか、それから、道路の許可 の関係、警察の許可の関係、いろんなところで催しをつかんでおるところでございます。 まずは、そちらのほうにこういったふうに改正になりました。ぜひこの防火管理をしっかりお願いをしたいというのをまず、すぐにさせていただきたいなと思っていますし、広報よっかいち、それから、各自治会、このあたりへの案内、このあたりをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇 笹岡秀太郎委員

先ほどの日置委員のご意見と重なりますが、しっかりと落としていただいて、市民に周 知をしていただくように要望しておきます。

〇 樋口龍馬委員

済みません、ちょっと私も勉強不足でわからないところがあるんですが、大きな事故が 起こって、四日市市としての動きはわかりました。県や国というのはこういったことにつ いての動き、どうなっているのか少しご説明をいただけますか。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長の市川でございます。

改正の背景のところに少し書かせていただいておるんですけれども、全国的に同じよう な流れで進んでおります。

まず、消火器の準備なんですけれども、これは消防法施行令の中で、火気を使う場合に は消火器を準備した上で使うというような、これは条例の制定基準なんですけれども、そ の辺が出ております。

それから、国のほうから露店の開設届、それから指定催し、この部分につきましては国のほうから全国の各市町にこういった条例の例ということで示されまして、それをもとに全国の市町村が条例化をしているというようなものであります。ほとんど同じような内容になると思います。

〇 樋口龍馬委員

市町で管理監督していかなきゃいけないということの確認をさせていただきました。 その上で、山口委員なんかも言われたところですけれども、罰則規定を強めていって防 火責任者の責任の所在を明らかにしていくというのは確かに大事なことではあるものの、 事故が起こった後の責任問題のところ、それがあるから気をつけるんだというところもあ るんでしょうが、取り扱い者自身の責任というものをしっかりと問うていかない限りはい つまでたっても同じようなことが起こると思うんですね。

携行缶の中の内圧が上がるなんて、誰が考えたって本来はわかることがわからなかったというところですので、もう少し火気の取り扱いをする方たち個人個人の責任というものが明確になっていくような仕組みづくりというのを今後は考えていかなきゃいけないんではないかな、それが市町のレベルでできるのか、そういった免許を新たに国が創設してくるのかと、わからないですけれども、そういったことは消防長会議とかの中で訴えていったりできないんでしょうか。

〇 後藤消防長

樋口委員からは全国的な動きということでご質問をいただきました。

この露店商に対する火災予防の啓発というのは当然私どももやっていますし、それから、 責任者、催しの責任者もチラシとか、それから、露店商を開設するときに対しましては、 当然、火気の使用とか、それから、発電機の位置とか、そういうのも厳しく指導もさせて いただきますので、これは一斉に市町のほうで火災予防の統一的にやることによって火災 は防げるものというふうに考えておりますが、今はちょっと消防長会のほうではこのこと に関しては議題ということにはなっていません。

〇 樋口龍馬委員

四日市市独自の取り組みで安全・安心を高めていくということにはもう賛成するんですけれども、別の角度で見ると、四日市市でイベントを打つときにヤシが出ていくには非常に規制が厳しいので行きたくないというのが出てくるのもいかがかなというところもちょっと感じるところがありまして、全国の動きにある程度平均的にあわせながら全国一律で火気使用者に対する負荷をかけていくという必要があるんじゃなかということが消防長として提言できないんでしょうかというふうに質問を切りかえさせていただきます。

〇 市川予防保安課長

予防保安課長の市川でございます。

この規定につきましては、先ほどもちょっと申し上げたかもわかりませんけれども、全国ほとんど一律の規定でございまして、同じような規制になっておるというふうに思っております。

以上でございます。

〇 森 康哲委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

別にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。 討論がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

〇 森 康哲委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第10号四日市市火災予防条例の一部改正につきましては、原案のとおり決すること にご異議ございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第10号 四日市市火災予防条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

11:20休憩

13:00再開

〇 森 康哲委員長

それでは、休憩前に引き続き総務常任委員会を再開いたします。

請願第7号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について審査をいたします。

請願第7号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について

〇 森 康哲委員長

それでは、初めに事務局から朗読をさせていただきます。

(事務局朗読)

〇 森 康哲委員長

それでは、請願者からの趣旨説明、意見陳述をしていただきますので、請願者の方は理事者席の1列目にお座りください。

ただいまの傍聴者は11名でございます。

それでは、趣旨説明をお願いいたします。

〇 請願者(加藤)

よろしくお願いいたします。

〇 森 康哲委員長

どうぞ、着席していただいて。

〇 請願者(加藤)

ありがとうございます。

秘密保護法は日本国憲法の精神に反する法律です。平和主義、三権分立、国民主権、ど こをとってもそれらを損なうまれに見る悪い法律だと考えております。 憲法第98条によりますと、憲法の条規に反する法律は上程されてはならないとされていますが、そもそもこの法律は法案となるべきではなかったというふうに私は思っております。そのような、憲法の性質に反するという、そういう内容を持っているからでございます。

第2次安倍政権を誕生させました総選挙において、自民党は公約でこの法律を成立させるということに触れていなかったのではないかと思います。

愛知県の市民グループほか、一部の方々は、早期にこの法案の上程の可能性に気がついて、学習会や反対運動を開始しておられましたけれども、私を初め、広く一般市民がこの法案が国会に上程されるということに気がついて危機感を持ち出したのは既に2013年の夏を過ぎ、秋になってからでございました。

日本弁護士連合会が反対表明とかを出しておりますけれども、次第にマスコミも騒ぐようになり、また、愛知県の方々を初め、気づいた方々が全国に、本当にこの法案の危険性を知らせてくれた、そういった努力があったからかと思っております。

たくさんの文化人の反対、また、国連からの非難もございましたけれども、とにかく成立あるのみといったやり方で成立されました。

自民党の石破幹事長によりますと、大音量のデモに対して、それはテロだというふうな発言がございまして、本当に主権者が選挙と選挙の間で本当にしなければならないことをやる大事な手段であるデモに対してそのような表現をされるということは、本当に民主主義を理解しておられないかあるいは民主主義そのものを否定しておられるのではないかと、そういうふうに思わされるような気持ちでおりましたが、まさに、秘密保護法はそのような性格を持った法律だと考えております。

秘密保護法は民主主義を否定する法律ではないかと思います。

次に、秘密保護法の問題と考えられるところを幾つか挙げてまいります。

適正評価といいますのは、いわゆる身辺調査でございますが、それは行政機関の長がということになりましても、結局は警察関連のほうがそのことを実施なさって、そして、結果的に特定秘密を取り扱う方ご本人を初め、その家族、親戚、友人、さまざまな交遊関係に至るまで、公安警察がデータを得て、国家が国民を監視するということが行われていくと思われます。ですから、秘密保護法によっての一つの影響というのは監視国家の生まれる可能性だと思います。

第二次世界大戦の前、1925年に制定されました治安維持法においては、最初は限定され

た方が対象だというふうにされていましたけれども、次第にその歯どめがなくなり、本当に監視の対象あるいは治安維持で逮捕されたりという方の対象がどんどん広がってまいりましたことは宮沢レーン事件などを見ても明らかであると思います。この秘密保護法は、この治安維持法のようなものと非常に性格が似ているのではないかと思います。

次に、特定秘密の指定についてですが、それは行政機関の長により秘密会にて行われることになっております。当該大臣がそれを指定するということになりますけれども、実質的には大臣は変わることがございますので、そして、膨大な量になりますので、それは官僚の方が行われる可能性があると思います。

条文のその他の項目に含まれるという理由で特定秘密がどんどんふえる可能性、これもありますけれども、さらに、ここに書いてございませんけれども、これが特定秘密だと指定されたならば、それに関連する法律も用心のために秘密にしておこうと、そういうふうな可能性があると指摘されております。そうすると、本当にどれだけ秘密と言われることがふえるのか、もう気の遠くなるような気がいたします。

また、その開示については、最大60年というふうなことが言われますが、60年たってしまいますと、人間、大概寿命が尽きてしまう方もあるぐらいのことでございますし、70年、それだけたってもある種七つの項目については開示する必要がないというふうにされていますので、要するに永久に開示する必要はないと、そういうふうな内容であると考えたほうがいいかと思っております。

さて、国が秘密を持つことと人権とのバランスについてですが、国が秘密を持つことが あっても人権を侵害してはならないといってツワネ原則というのが2013年6月に定められ ました。

情報はもともと主権者のものでありまして、私どもは税金も払っておりますし、ちゃんと命にかかわる情報を開示するよう求める権利がありますし、そして、ツワネ原則もそういったことをしっかりと踏まえております。これが国際的な基準でないかと思いますけれども、しかし、秘密保護法はそこを、行政が本来、民のものである情報を独占してしまって、民に情報に近づくことを許さないという主客転倒としてのひっくり返った内容を持っております。そこから、行政が国民監視、国家が監視するということになります。そもそも、秘密と言われるものは少ないほどその国は健全だと思っております。

さて、このようなこと、情報を行政が隠していきますと、何が起こってくるのか。そう すると、少ない情報の中で、子供を育てるという教育の分野、ここの変化がきっと起こっ てくるでしょう。それはさきの戦争のときの時代にあったことも明らかと思いますが、政治家の言う情報に反抗もあるいは抵抗もしないで、従順に言うことを聞くような国民を教育によってつくり、時の政権の望むような政策を推し進める傍ら、それに従っていく人たちを育成していく、そういったことになりはしないかと大変危惧をしております。そのような中で政府が戦争をしたいと言うならば、そこに協力させられていく国民が生まれていくのではないかと思います。

次に、行政が情報を隠すためにすることとして、この特定秘密保護法の特徴的なことの一つに厳しい罰則を科すというのがございます。厳しい罰則が最高で懲役10年でありますが、これは今まで、国家公務員法とか自衛隊法とか、そういったことに比べても厳し過ぎるような刑罰であります。

そもそも、こういうふうに定めることによって人の言論活動あるいは情報に近づこうとする人たち、市民活動、そういったいろいろなことを十分に委縮させる効果があると思います。そもそも自分たちのものである情報にどうして近づいてはいけないのでしょうか。本当に主客転倒が生まれてまいります。

強い政府、従う国民、それを体現していくのがこの法律です。今は、先進国はしなければならないことは情報公開をすることでございますのに、全くそれに逆行していると思います。

国会議員についていえば国政調査権が奪われます、また、地方自治についていえば特定秘密とされた情報が地方自治体に適切に提供されず、例えば、四日市市、港もございますしほかの県の原発も近いのでありますけれども、何かあったときに住民を、人命を守るために避難誘導をしなければならないというときにおいても、警察署からも自治体のほうからは必要な情報が提供されず、あるいは行政機関の長からもされないという中で、それなのに避難だけはさせなければならない、責任主体として自治体があると、そういうような非常に矛盾して、困った状況が起こることが考えられます。

本当に、だから、この法律で幸せになる人がいるのだろうかということが一番の疑問でありますし、私は本当に今まで享受してきました基本的人権としての自由を奪われたくはないと思っております。

私のほうからの意見陳述は以上ですが、同会の会員の須崎さんからまた補足をしていただきます。

〇 森 康哲委員長

請願者に申し上げます。

時間が大分押しておりますので、手短にお願いしたいと思います。

〇 請願者(須崎)

四日市市は人権宣言都市でありますね、まず、第一に申し上げたいことは。人権宣言都 市、人権が守られる、そういうふうに銘を打たれていますね。

それを、この特定秘密保護法は破るといいますか、そういうことにつながるね。人権がなくなるんです。束縛されるんです。そういう法案を市議会で通しましたら矛盾しませんか。矛盾すると皆さんお考えになりませんか。人権が損なわれるんです。皆さんの人権も損なわれると思います、お一人お一人の。ご家族もあって、親戚の方々の人権も。それが損なわれるような、国がそういう法案を決めること自体、私は間違っていると思います。

ですから、四日市市は、こういう、これを踏まえて、全国に発信していただきたいです ね。こういう法案は人間を束縛して人権を破るといいますか、憲法を、皆さん憲法のご本 をお読みになられましたでしょうか。

〇 森 康哲委員長

請願者に申し上げます。

この場は討論の場ではございませんので、意見陳述のみをお願いいたします。

〇 請願者(須崎)

そうですか。

じゃ、基本的人権というのは3項目にわたってこの中に書かれているんですよね。

憲法第11条、例えば申し上げますけど、国民は全ての基本的人権の共有を妨げられない。この憲法は国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるという、これが3項目に分かれて書かれているんです。私、立派な憲法だと思います。

国ではお仕着せの憲法だとか言われていますけど、私、戦後、アメリカの方がこういう 立派な憲法を、日本が最初つくったんですけど、これではちょっといけないということで アメリカの方々がつくってくださったんです。立派な憲法を国民のためにつくってくださ ったんですから、ありがとうございますといって、これを守りましょうというのが人間としての道じゃございませんか。

人と人を大事にする……。

〇 森 康哲委員長

請願者の方に申し上げます。

趣旨説明から少し逸脱していると思われますので……。

〇 請願者(須崎)

これ、秘密保護法に原則的に通じていることだと思うんですよね。 人権を守るということで通じていることだと思います。

(「制限せなあかん」と呼ぶ者あり)

〇 森 康哲委員長

予定の時刻より過ぎていますので、これにて質疑に移りたいと思います。

〇 請願者(須崎)

よろしくお願いします。

〇 森 康哲委員長

それでは、請願者への質疑がございましたら、挙手をお願いいたします。

(なし)

〇 森 康哲委員長

特にご質疑はございませんので、請願者へ対する質疑を終了いたします。どうもありが とうございました。

請願者の方はもとの傍聴席へご移動ください。

それでは、理事者から補足説明があればお願いしたいと思いますが、何かございますか。

ありませんか。

それでは、質疑、ご発言がございましたら、挙手をお願いいたします。

〇 山口智也委員

理事者に一つ確認をさせていただきたいんですけれども、この請願の中段にございます 原発関連の情報等々と記述がございますけれども、特定秘密保護法の特定秘密の対象は1、 防衛、2、外交、3、スパイ防止、4、テロ防止、この4分野に限定されているというふ うに認識しておりますけれども、法律上はどうなっていますでしょうか。

〇 松村総務部次長兼総務課長

総務部の松村でございます、失礼いたします。

おっしゃるとおり4項目に限定されておりまして、原発につきましては法律の対象とされていないというふうに認識しております。

〇 山口智也委員

結構です。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 毛利彰男委員

原子力発電所の安全性、放射性被曝の実態、健康への影響は範囲に入るんじゃないですか。

〇 森 康哲委員長

答弁は。

〇 松村総務部次長兼総務課長

失礼いたします。

特定秘密は、先ほど山口委員がおっしゃられましたように、防衛、外交、特定有害活動、

テロという限定をされておりますので、原発等につきましては含まれていないということ でございます。

〇 毛利彰男委員

テロリズムの防止に入ると解釈されておるところがあるんだけど、これ大事な部分です よ、正しいかな、それ。テロリズムの防止に入るという……。

〇 松村総務部次長兼総務課長

失礼いたします。

原発事故という意味では対象とされておりませんので、例えば、テロの対象として原子 力発電所が何らかの形でテロの標的なりにされるということであれば可能性はあると思い ますけど、原発事故という意味では対象にされていないというふうに認識しております。

〇 山口智也委員

私のちょっと知る限りの情報ですけれども、その原発に関して言えば、当然、原発のテロに対しての警備等の仕方については、テロから守っていくというところで特定秘密になる可能性というのはあると思うんですけれども、原発そのものであったり、また、あるいは原発の事故情報、こういったものは対象外というふうになっていると思いますので、これは間違いないのかなと思いますが。

〇 森 康哲委員長

よろしいでしょうか。

〇 山本里香委員

趣旨説明をしていただきまして、ありがとうございました。

これは決まってしまった法律の廃止を求めるという形の中で、今、陳述された内容については多くの市民、国民の方が本当に切実に不安に思ってみえることを今回請願されたと思います。

それで、今、特定秘密については限定をされているということの質疑がありましたけれ ども、今、陳述の中でもおっしゃったように、限定をされていると言われながらも、その 中で曖昧な部分が残るあるいはこれが歯どめなく広がっていくことが考えられるということも一つ問題だとおっしゃったんだと思います。

これは、午前中にもありました集団的自衛権のこととも、物事の考え方という意味では 共通する部分があると思うのですが、きょうは午前中に、その後の議案審査のときにいみ じくも日置委員のほうからアメリカのNASAでは事故を起こすことがあるという前提の もとでいろんな対応をするという話がありました。

憲法でもこういった法律でもそうですけれども、今回この特定秘密でも、秘密を設定するというのが一部の人に限られると、為政者に限られるという形になっています。

そのことについても、今、先ほど間違うことも人はあるということをもとに法律という ものが善策善策をとってつくられなければいけないとすれば、それが憲法であったりする わけ、最高法規は憲法であったりするわけなんですけれども、そういうことも含めて、本 当に市民、住民に余り知らされずに強行突破して成立をしていったその過程をも、本当に 問題があったと思います。

そのことを問題とするかしないかは個々それぞれの委員さんの考え方だと思いますけれども、市民の不安、今、陳述者だけではなくって、多くの方々がこのことについては不安に思っている、それを解消するためには今、この廃止を、これがなぜ必要なのかということがありますので……。

(「それ討論と違うの」と呼ぶ者あり)

〇 山本里香委員

自分の意見表明にかえさせてもらいたいと思います。

〇 森 康哲委員長

今、質疑の場なので。

〇 笹岡秀太郎委員

市民の皆さん、大変心配なさっておるのもよくわかるんですが、先ほどのご説明の中で、 特定秘密を指定する際の機能というか法解釈をちょっと教えてほしいんだけど、この法律 の中には安全装置として各大臣が恣意的な特定秘密指定を行わないように、法で定められ ておる条項があったかなと思っておるんです。あるいは、特定秘密の指定あるいは解除に 関する統一的な基準策定をするという法の一文があったかと思うんですが、それはどうで しょうか。ありませんでしたかね。

そういう意味でいうと、ある程度枠がはめてあって、法の中にも安全装置がつくってあるのかなというふうな理解はするんですけど。

〇 松村総務部次長兼総務課長

今、委員おっしゃられましたように、特定秘密の指定に関する統一的な運用基準を策定 するというふうに規定されております。

〇 笹岡秀太郎委員

そうすると、今、市民の皆さんが心配するように、ある方が特定の意思を持って、国民の知らない間に指定が行われるということは、基準を策定するというところで担保されておるというふうな理解でよろしいか。

〇 松村総務部次長兼総務課長

そのように認識しております。

〇 笹岡秀太郎委員

オーケーです。

〇 森 康哲委員長

他にご質疑は。

〇 山本里香委員

その今の質疑応答で、知らないところで策定されるということはないんですねということで、そのように考えておりますとおっしゃったんですけれども、知らないところで策定されるのがこの特定秘密保護法案ではないんですか。

〇 松村総務部次長兼総務課長

失礼いたします。

意見等の聴取を行った上で策定するというふうに位置づけられておりますので、秘密裏 に行われるものではないというふうに思います。

〇 山本里香委員

秘密会で行われるんですよね。

〇 松村総務部次長兼総務課長

法令上、その秘密会という規定はなかったというふうに私は認識をしておりますが、いずれにしましても、その見識の有する者の意見を聞いた上で閣議決定を行って決定するということになっておりますので、法律上は意見を聞いた上で適正に策定されるのではないかというふうに認識しております。

〇 山本里香委員

もうこれで終わりにしますが、特定の秘密を指定する際に、それは秘密に行われなければ、秘密が秘密でなくなるのではないんでしょうか。

〇 松村総務部次長兼総務課長

失礼します。

今、申し上げましたのは基準につきましての策定の手続を申しましたので、秘密の内容 ではございませんので、その辺はちょっと説明不足でした。

〇 山本里香委員

基準を策定するのであっても、その基準が策定された後、運用されていくときには秘密になると私は認識をしておりますので、今、笹岡委員から質問されたことについての答えはそれであると思いますけれども、その点が今、陳述ある中で心配されていることはそこだと思います。

秘密が秘密でなくて、秘密であるわけがないというふうに私は思っています。

〇 森 康哲委員長

(なし)

〇 森 康哲委員長

質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。 討論はございませんか。

〇 毛利彰男委員

全く個人的な意見でございます。会派で調整した考えではありません。

私はこの特定秘密保護法については、一口で言うならば、戦後たくさんの犠牲者のもと に目指してきた民主国家への逆行、まさにそういうふうに思います。

それで、この請願に対しては賛意を述べたいと思います。

その理由を申し上げます。

この法律そのものに欠陥があるというふうに私は思っていますけど、何が欠陥かということですが、特定秘密の対象となるものの範囲が広すぎ、かつ曖昧であること。それから、2番目に、秘密指定の妥当性を評価する、先ほど言いました、第三者機関に行政のトップである首相が関与するため、機関の独立性が担保されていないということ。それから、三つ目に、秘密の指定期間を最長60年としながらも、進行中の外交交渉等に不利益を及ぼす情報や防衛情報などの例外が設けられ、しかも、国民が指定の解除を求めようにもその手続についての規定がないということ。それから、4番目に、特定秘密を漏らす行為のみならず、知ろうとする行為も処罰の対象となるため、取材、報道の自由が阻害され、国民の知る権利が失われかねないというのが理由であります。

ここに、日本弁護士連合会の公式の考え方、これについての考え方があります。私もこの考え方に賛意を示したいという意味でご披瀝をさせていただきます。

この特定秘密保護法の四つの問題点が日本弁護士連合会から出されています。

1番、プライバシーの侵害。秘密保護法には特定秘密を取り扱う人を調査し、管理する 適正評価制度というものが規定されていると。調査項目は、ローンなどの返済状況、精神 疾患などでの通院歴等、プライバシーに関する事項を含め多岐にわたると。秘密を取り扱 う人というのは国家公務員だけではない。一部の地方公務員、政府と契約関係にある民間 事業者で働く人も含まれると。その上、本人の家族や同居人にも調査が及ぶことになり、 広い範囲の人の個人情報が収集管理されることになるというのが1番の問題点、プライバ シーの侵害です。

2番目、特定秘密の範囲について。特定秘密の対象となる情報は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報であります。これはとても範囲が広く曖昧で、どんな情報でもどれかに該当してしまうおそれがあると。特定秘密を指定するのは、その情報を管理している行政機関ですから、どれも特定秘密になってしまうということは決して大げさではないと。行政機関が国民に知られたくない情報を特定秘密に指定して、国民の目から隠してしまえるということであります。例えば、国民の関心が高い普天間基地に関する情報や自衛隊の海外派遣などの軍事防衛問題は防衛に含まれる。また、今、私たちが最も不安に思っている原子力発電所の安全性、放射線被曝の実態、健康などの影響などの情報はテロリズムの防止に含まれてしまう可能性があると、こういうふうに可能性があると言っておる。これらが、行政機関の都合で特定秘密に指定され、主権者である私たち国民の目から隠されてしまうかもしれない。その上、刑罰の適用範囲も曖昧で広範囲ですと。どのような行為についても犯罪者として扱われ、処罰されるのか全くわかりません。これが2番目。

3番目が、マスコミの取材、報道の阻害ということで、特定秘密を取得し、漏えいする 行為だけでなく、それを知ろうとする行為も特定秘密の取得行為として処罰の対処になり ます。マスコミの記者、フリーライター及び研究者等の自由な取材を著しく阻害するおそ れがあります。正当な内部告発も著しく委縮させることになるでしょう。

4番目に、国会、国会議員との関係ということで、秘密保護法では、国会、国会議員への特定秘密の提供を厳しく制限し、国会議員も刑事罰の対象に含めるなど、国会議員の権限や国会の地位との関係で非常に大きな問題がありますということで、最後に日本弁護士連合会からはこういうふうに結ばれています。

今、日本で必要なことは、国民を重要な情報から遠ざけ阻害する秘密保護法をつくることではなく、情報の公表、公開を進めること、情報管理を適正化するシステムをつくることであると訴えておられます。

さらに、この法律ができた昨年12月6日後の6日から16日までの10日間、国民の意識調査をした結果がございますが、成立してよかったというのが45.7%、それから、手続がよ

くなかったと、それから、そもそもこの法律に反対というのが合わせて50.8%、国民の半 分の方はこの法律に対して何らかの異議があるという、こんな調査がございます。

それも含めて、やはりこの、成立したものですけれども、今からでも間に合うものであれば、やはり日本の戦後つくってきた民主政治、民主化を阻害する特定秘密保護法、これについては、この請願どおり賛意を表明したというふうに思います。

以上です。

〇 森 康哲委員長

他に討論はございませんか。

〇 山口智也委員

私は不採択の立場で討論させていただきます。

まず、この法律の必要性についてですけれども、国には安全保障上どうしても守らなければならない秘密というのがあります。例えば、自衛隊の装備の性能、これは、例えば、潜水艦のふたの厚さを衛星でカメラを撮られたときにそれが漏れてしまうと、その国の潜水艦の性能というのが外に知れてしまうわけです。あるいは、自衛隊や外務省で使っている暗号、これも、我々個人でもクレジットカードの暗号とかが外に漏れたら大変なことになってしまう、国においても同じで、そういった暗号というのがあります。これが外に漏れると重大な問題になるわけです。これが、先ほど言ったようなものが、この情報のほとんどであります。

やっぱりこうしたものを守るための法律が今回の法律であって、世界各国、標準的な法 律であって、日本には今までなかった、今回それを、必要な法律を整備したということだ と思います。

それと、この請願の文章から言いますと、先ほど申しました原発関連の部分は、先ほど もやりとりがあったように、ご指摘には当たらないというふうに思っております。

それと、そのすぐ下の中段の市民社会に委縮をさせ云々、市民が逮捕、拘束されることも考えられますというふうに書かれておりますけれども、また、先ほどこの請願者のほうからも、国家が国民を監視するとか、また、治安維持法のようなというようなご発言もございましたけれども、今回のこの法律は情報を扱う国家公務員が対象であって、一市民に向けられたものでは決してないというふうに思っております。そもそも、憲法上、思想、

信条の自由というのがきちんと保障されておるわけですから、この法律によってそういったことが損なわれるということは決してないわけです。

最後に、国民の知る権利をどう担保するかというところですけれども、報道の自由とか 取材の自由、これをどうバランスをとっていくかというのが一つの論点だったわけだと思 いますけれども、これもきちんと確保されなければならないというのは当然です。ですの で、この法律の中にも、通常の取材であればこの法律によって処罰されないということが 明確に書かれております。

ですので、逆に言ったら通常の取材行為でなければ罰則が科されるというのは通念上当たり前の話であって、逆に通常の取材、知る行為であれば何ら罰則には当たらないということですので、以上のことから申し上げて、その請願の内容というのは正確性に欠けるのかなというふうに思いますし、不採択というふうに判断をさせていただきます。

以上です。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 樋口龍馬委員

私は今回、不採択の立場で討論させていただきたく思います。

というのは、特定秘密保護法のあり方であったり、その法自体の物事を問うという姿勢ではなく、請願の趣旨について、私が思う形と少し思いが違うのかなというところがございます。

こちらの請願の趣旨について賛意を申し上げることができないということで不採択の討 論とさせていただきます。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 山本里香委員

先ほど少し先走りましたけれども、賛同するという立場で意見を述べたいと思います。 日本弁護士連合会からの細かな文書については先ほどご紹介があったとおりです。 人間が知るということの中で成長し、そして、知恵を得て、文化を得ていくという、そ ういう中で、今現在においても国境なきジャーナリストの皆さんが日本の今現在の報道の 自由度、59位と、そのような形で言われています。

これはこの12月以降こうなったのか、以前からそうだったのか、これは2年ごとに出されますので、その12月を境にしてということでは言えませんけれども、今現在においても私たちには十分な報道が行き渡っているとは考えられない。

もちろん、今、山口委員から言われた自衛隊の特別な秘密であるとか、そういった防衛上の問題については今までであっても自衛隊法などでのちゃんと保障がされているというふうに私は思っています。そういう点で、人間として当たり前のこの成長する、知る権利という、その中で考えたときに、そのことを否定するようなことに究極はなっていきます、究極はです。究極にはそのようになっていくこの秘密保護法、運用によって本当に怖いことになっていくこの秘密保護法に反対、廃止にというこの請願については大きく賛同をしたいと思います。

国会議員ばかりではなく、このことが広げて解釈をされていけば、解釈を広げるという ことがあれば、地方議会においても議会が体をなさなくなると、そのようなこともあるか もしれません。そのようにしてはなりません。

終わります。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他に討論もございませんので、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより本件を採決いたします。

請願第7号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

〇 森 康哲委員長

賛成少数であります。よって、請願第7号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出 については、不採択と決しました。

[以上の経過により、請願第7号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について、採決の結果、不採択と決する。]

〇 森 康哲委員長

理事者の入れかえをしますので、10分程度休憩をします。再開は55分からでお願いしま す。

13:44休憩

13:57再開

〇 森 康哲委員長

それでは、休憩前に引き続き総務常任委員会を再開いたします。

議案第14号四日市市地域防災計画の修正について議題といたします。

議案第14号 四日市市地域防災計画の修正について

〇 森 康哲委員長

それでは、理事者より配付資料の説明をお願いします。

その前に、伊藤危機管理監、ご挨拶を。

〇 伊藤危機管理監

危機管理監の伊藤でございます。こういう挨拶も初めてなので緊張しているところなんですけれども。

〇 森 康哲委員長

おかけになって。

〇 伊藤危機管理監

失礼します。

本日は、委員長がおっしゃっていただきました地域防災計画の修正という形でご説明を させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号四日市市地域防災計画の修正についてご説明をさせていただきます。

まず、資料についてですが、提出議案参考資料の9ページから19ページ、よろしいでしょうか。

〇 森 康哲委員長

これですね。

〇 増田危機管理室長

はい、それです。

それと、危機管理室の総務常任委員会関係資料のインデックス1とついたもので説明を させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、提出議案参考資料の9ページのほうをごらんください。

まず、修正までの国、県の動きでありますが、東日本大震災を受け、国は災害対策基本 法の改正、被害想定及び防災対策を発表し、三重県も独自の被害想定の発表を行い、県地 域防災計画の修正を行ってきました。それを受け、当市では全体で災害別の記述を、対策 別の記述として修正をしてまいりました。

また、市民、企業の役割に自主防災組織の役割を追加するなど、自助、共助、公助の考え方について記載しました。

さらに、災害時要援護者支援対策の強化、ライフラインなど、施設対策や情報伝達体制、

避難体制など、津波対策について記述をさせていただきました。

計画の補完としては、下の表のほうになりますが、各部局が連携をして災害対応できるよう、事業別のマニュアルや推進計画を作成してまいります。

10ページのほうにまいります。

これは5月21日に議員説明会での主な意見と対応方針がついてございます。

主なものについては、ナンバー4の意見として、本市の臨海部にコンビナートがあることから、その対策についてより積極的な姿勢を表記すべきである。コンビナート防災計画策定時の市の関与はどうなっているのか。コンビナート防災について、四日市港管理組合や県と市が役割を分担すると考えるが、市長の役割はどうか。発災後に責任を問われることもあり、明確にすべきという内容であり、対応方針としては、コンビナート災害に対する市の積極的な姿勢を示すべく、表記を改めさせていただきました。

議案参考資料の13ページ、14ページ、18ページ、19ページに、見え消しのほうで表記を させていただいております。

それと、三重県石油コンビナート等防災計画の策定には、市長が今、委員として参画を しております。また、同計画の中で市長は現地本部長として位置づけられており、責任の 所在については同計画に基づいております。

今後、県市の役割分担を明確にした上で、県や防災関係機関などと十分連携し、適切に 対応しますとさせていただきました。

また、ナンバー8の意見としては、発災時の消防団の活動は重要で、位置づけの記載がないが考えはどうかと。東日本大震災では活動により落命した団員もいる。命を守るため、マニュアル作成の考えはどうか。それと、公助、共助としての位置づけを表記すべきという内容であり、対応方針としては、消防団について修正を要する部分について追記をさせていただきました。

これについては参考資料のほうの15ページから19ページのほうを参照いただきたいと思います。

消防団は消防団活動要領に基づき活動をしています。今後も要領を随時見直し、消防団員の安全確保に努めます。また、消防団員は非常勤の特別職地方公務員であり、基本的には公助でありますが、いち早く地域と連携して災害活動に従事することから共助の側面もあわせ持つものとして考えます。

以上が主な意見と対応方針でございまして、修正箇所については再度13ページからをご

参照ください。

次に、総務常任委員会関係資料のインデックス1のほうでございます。

1は被害想定数値の推移でございます。これについては、議員の皆さんからも非常にわかりにくいとのご指摘がございますので、一覧表のほうにさせていただきました。

表を見ていただくと、平成23年10月から平成24年8月までの想定については東日本大震 災並みのマグニチュード9.1としておりまして、平成26年3月の理論上最大クラス同様、 理論上最大クラスというものを想定したものでございます。

平成23年10月、平成24年3月の県想定の関係は、暫定版と確定版という関係でございまして、条件的には堤防なしで計算されております。

それで、最大津波高というものでございますが、これは、その到達地点での海面の高さでございまして、基準値は東京湾の平均海面ということで、おおむね四日市港の平均海面と同じというふうになります。それで、鈴鹿川派川では3.24m、津波高50cmとなる到達時間については72分というふうになっています。

同じように平成24年3月と8月の国の想定の関係は、一次報告、それと、二次報告というような関係でございまして、平成24年8月のものは堤防ありで計算されておりまして、 最大津波高は4.29m、これを切り上げまして5mというふうに表記がされてございます。

津波高1mとなる到達時間については77分というふうになってございます。

平成26年3月の理論上最大クラスの想定は、国が平成24年8月に発表した想定を県が独自に分析したものでございまして、最大津波高は出ておりませんが津波浸水予想図、それぞれの地点の最大浸水深が示されているものですが、また、津波到着時間についても避難困難といわれる津波浸水深30cmの到着予測時間分布図が示されておりまして、津波避難対策のこれは基準というふうにしてございます。

この津波浸水深30cmの予測分布図については本編に添付してございませんので、2ページ目に北部、3ページ目に南部をつけさせていただきました。

この中で、到達時間が非常に短い、赤くなっている、黄色くなっている部分についてで ございますが、これは、堤防が地震により沈降することにより浸水することが予想される ということで、津波というわけではございません。

最後に、過去最大クラスの想定はマグニチュードは8後半というふうに言われておりまして、最大津波高は富双で2.9m、津波高は津波注意報発令基準の20cmとなる到達時間71分というふうになっております。これについてはインフラ整備の基準というふうにしてま

いります。

次に、3の資料の内容でございますが、これについては、資料ということで目次のみつけさせていただきました。

今後、この中で1の2の各種計画、マニュアル、基準関係のところに地域防災計画を補 完する下部のマニュアルや受援計画など、また、津波避難対策特別強化地域指定に伴って 作成するところの推進計画などをこの部分に位置づけてまいりたいというふうに考えてお ります。

以上で説明のほうは終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、発言をお願いします。

〇 日置記平委員

この分布図の(1)と(2)やけど、これ、もとはどれぐらいの大きさなんやろう、これはA3かな。

〇 増田危機管理室長

もとの図は、電子データがございまして、一番大きな図はA3でございます。

〇 日置記平委員

A3ってこれやね。これが一番大きいのかな。

〇 増田危機管理室長

もとにあるデータはこれが一番大きな図面でございます。

〇 日置記平委員

都市計画図みたいに、畳半分ぐらいのやつってないの。

〇 増田危機管理室長

電子データでございますので拡大したりすることは可能だとは思いますけれども、県からいただいているデータを印刷するとこの大きさになるということでございます。

〇 日置記平委員

何が言いたいかというと、これではわからへんわなという、まちもこの辺やろう、我が うちはと、こんな感じやな、で、ちょっと尋ねました。

そこで大きいのができるのかどうかや。できないのかできるのか。これだけあるんやで、できやんことはないやろうと思うけど。

〇 伊藤危機管理監

電子データがあるということですから、大きくすることはできると思います。一部、どうしてもぼやけてしまう部分があるのかどうか、ちょっとその辺は確認はしますけれども、 一度ちょっとどういう形になるかを試させていただきたいと思います。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

〇 森 康哲委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第14号四日市市地域防災計画の修正につきましては、原案のとおり可決することに ご異議ございませんか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第14号 四日市市地域防災計画の修正について、採決の結果、 別段異議なく可決すべきものと決する。]

14:10休憩

14:23再開

〇 森 康哲委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会を再開いたします。

議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第9目 計算記録管理費

〇 森 康哲委員長

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第9目計算記録管理費について説明を求めます。

その前に、総務部長。

〇 辻総務部長

総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

予算常任委員会総務分科会のほうは平成29年度から運用が予定されてございます番号制

度関連システム、いわゆるマイナンバー制度でございますが、それに伴うシステムの仕様が明らかになった部分がございまして、それに関連する経費を今回補正予算でお願いしたいと思ってございます。

ご審査のほう、よろしくお願いいたします。

〇 江崎 I T 推進課長

IT推進課長、江崎でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、6月補正予算参考資料をご用意ください。これの1ページ、2ページでございます。よろしいでしょうか。

それから、補正予算書につきましては16ページ、17ページとなっております。

それでは、始めさせていただきます。

番号制度関連システム改修経費ということで、まず、目的でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これはいわゆるマイナンバー法というものでございます。これの構想に伴いまして、社会保障、内容は国民年金とか国民健康保険、福祉関係などでございます。これと税制度の効率性と透明性を高め、国民にとって公平で公正な社会を実現するため、今年度から番号制度に関係するシステムの改修を開始するというものでございます。

内容につきまして、社会保障・税番号制度の対応によりまして、国の行政機関、地方公 共団体等が保有する個人の情報が同一の情報であるという確認を行うことが可能となるほ か、個人の情報が同一者の情報であるということを確認する、これが一番重要な機能だと 考えております。それらの機関同士が情報照会、提供を行うことが核となります。

まず、平成27年10月に個人番号の付番と通知に向けて今回、既存の受理システムの改修 を行うものであります。なお、改修全体額のうち、国の示す基準に応じまして一部補助金 が交付されております。

ここで言います個人番号についてでございますけれども、これは対象が住民基本台帳に 登録されている住民ということで、日本国籍を有する方々、それから、永住者とか一部長 期の在留者などの外国籍の方も対象となっております。

それから、付番という言葉が次に出てきておりますが、これは1人に一つ必ずつくということで、1人の人が複数の番号を持つとかそういうのは一切なくて、必ず1人に一つの個人番号、マイナンバーがつくということになっております。

それから、通知というのも出てきておりますが、これはちょっとスケジュールを見ていただきたいんですけれども、平成26年度、平成27年度、平成28、29年度まで書いてございます。まず、番号制度の平成27年10月につきまして、先ほどちょっとご説明いたしました番号の付番、それから、住民への通知、この通知というのは通知カードという紙のカードがございます。これに住所とか氏名とか、それから、性別、これらに加えて個人番号、マイナンバーを入れた紙のカードを対象者全員にお配りするという作業でございます。これが、まず手始めに来年10月から開始されるということになります。

その次に、年が明けて平成28年1月からですけれども、個人番号カードの交付ということがございます。これは、通知カードが手元にあれば自分のマイナンバーがわかりますので、ある意味それで事足りるということもございますけれども、通知カードのほうには写真がついておりません。まず、全対象者の方にご自分の番号を知ってもらうということを主な目的としておりますので、自分自身の証明に使おうと思うともう一つ、免許証とか、そういうのが一緒に必要になってきますので、今の住民基本台帳カードにかわるものとしまして個人番号カードというのが1月から交付されていくことになります。これは、申請により取得するというようなものでございます。全国で一括処理を行いまして、配付するというふうな予定となっております。

それから、ちょっと下へ行きますが、平成29年1月に国の機関同士で情報の連携が開始 すると。個人番号をもとにいろんなデータのやりとりをできるというふうなことでござい ます。

続きまして、システム改修のほうなんですが、ここに今お願いしております既存住基システム改修ということで、平成26年度の途中から開始に入らせていただきたいと思っております。

これを終わりますと、次の国とのテストというふうに書いてございますけれども、これは連携テストということで、地方公共団体の情報システム機構というお名前なんですけれども、こことの連携テストを行いまして、これはオーケーということになれば番号の付番、住民への通知というふうな作業に入っていくということでございます。

その後、団体のテストと書いてありますが、これは次のページにも少し出てくるんですけれども、団体内のほかのシステムとの連携テスト、社会保障とか税ということで、いろんなシステムとの連携テストを想定しております。

それから、その次に、市ごとのテストということで、これは相互の運用テスト、最終の

テストということで平成29年7月の情報連携におきましてテストを行うというもので、平成29年7月には国の機関同士だけではなくて、市も含めまして地方公共団体同士あるいは地方公共団体と国の行政機関で情報連携が始まると、そういうふうなシステム開始を予定しております。

補正予算額としましては総額4260万円、財源としまして国庫支出金で1780万円、残りは 一般財源ということで2480万円をお願いしております。

次に、今後の予定ということで、ちょっとご説明をさせていただきたいかと思います。 2ページをお開きください。

〇 森 康哲委員長

もう少しスピーディーに、簡潔にお願いします。

〇 江崎 I T 推進課長

済みません。

今回、住基システムの改修に当たりまして、仕様がはっきりしているということで上げさせていただいておりますけれども、ここにも書いてございます社会保障関係あるいは税関係、これら、宛名も含めましてですが、今、仕様がはっきり固まっておりませんので、申しわけないんですが今回補正に上げることができないということで、8月末以降に予算計上をお願いしたいと思っております。

スケジュールにつきましては、ここに書いてありますとおり、住基システムについては 先ほどのとおりですが、その下に社会保障関係、税関係、それから、宛名の関係というこ とで平成26年度の少し後から、補正予算を認めていただいた後、改修にかかっていきたい と思っております。

説明は以上でございます。

〇 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いします。

〇 樋口龍馬委員

よろしくお願いします。

今回の改修の後にまた判明してくる部分に関しては、後々上程をされるということなんですけれども、こちらは今やらなきゃ間に合わないものなんですか。そこをまず確認させてください。

〇 江崎 I T 推進課長

IT推進課長、江崎でございます。

先ほど住基システムのほうは今やらないとだめなのかというご質問をいただきましたが、スケジュールにありますとおり、平成27年10月に住民への通知、それから、個人番号カードの交付ということが始まりまして、これは国のほうで全体で行うということになっておりますので、全部の自治体で一緒にやらないと、テストというのを含めまして、完結できませんので、今回どうしても住基システムの改修をかけていくという必要がございます。

〇 松村総務部次長兼総務課長

今、IT推進課長が申しましたように、この住基システムだけは先行して今改修をしないと間に合わないということでございまして、そのほかの社会保障等につきましては国の 仕様が示された段階でまた補正予算をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇 樋口龍馬委員

昨年かな、在留の外国人さんたちのシステムが変更になって、そこでもシステム改修をして、ここでもシステム改修をして、また次もすると。どうしても無駄にしか感じなくなってきてしまうので、根拠があるのであれば、平成27年10月に運用するに当たって国のテスト等をしていくために、どうしてもこれだけの期間が必要なんだというものはやっぱり示していっていただきたいなというふうには思うんですけれども、何かメーカーサイドから言われているようなスケジュールとかはあるんですかね。

〇 江崎 I T 推進課長

IT推進課、江崎でございます。

システム改修ということで、国のほうからは仕様としましてインターフェイスとか、情

報のシステムをやりとりするためにどういうふうな仕様が要るかというようなことが示されてきておりまして、これに基づいて番号の付番、それから、全員通知という作業にかかっていくことになっております。

〇 樋口龍馬委員

そのソフトの開発会社か何かがかんでいるわけですよね、もちろん、受注をかけていく。 その受注して、システムを設計されるまでの間にこんだけの期間が必要なのかどうかとい う根拠があるんですかということをお尋ねしているんです。

〇 江崎 I T 推進課長

IT推進課、江崎です。

システムの改修ということで、時間、やはり、仕様が固まりまして、その後、業者が作業にかかるということになるわけですけれども、それなりの期間はやっぱり設けておりまして、こういうスケジュールになっております。

〇 林 I T 推進課長補佐

IT推進課の林です。よろしくお願いします。

少し今の課長の補足をさせていただきます。

この既存住基システムの改修につきましては、来年4月から国のテストが始まるということで、ここまでに必ず改修を終えないといけないという決まりがございます。ですので、これに向けてどこのベンダーもこのスケジュールでやっておりますので、ここのこの既存住基システムの改修にかかる仕様だけが今明確になっておりますので、今年度の途中ではございますが、ご審議いただきまして、7月から来年3月の間に必ず改修というか、開発まではしておくということが決まりになっておりますので、そういうことでさせていただいております。

〇 樋口龍馬委員

それについて、社会保障関係システムや税関係システムが3カ月後に上がってくるに当 たって、この3カ月先行することに大きな意義があるという意味でよろしいですか。

〇 林 I T 推進課長補佐

3カ月先行というか、この7月ぐらいからのタイミングでないと、いろいろあと残された期間内でシステム改修ができませんので、このタイミングが最後の要は開発のスタートのタイミングだというふうに考えております。

〇 樋口龍馬委員

他の自治体でもこの予算が認められているのは私も新聞等では拝見しておりますのでわかるんですけれども、もう少し説明の点で根拠を出していただいたり、国のスケジュールが明確に決まっていたり仕様が決まっているのであれば補足の資料としてつけていただきたかったなという思いもありますので、また後日で結構ですので国の仕様についての資料の配付をお願いいたします。

以上です。

〇 森 康哲委員長

資料は用意できますか。

〇 江崎 I T 推進課長

I T推進課、江崎です。 はい、用意できます。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 笹岡秀太郎委員

1ページのシステム改修経費というスケジュールのところですけど、真ん中あたりの表になった、システム改修のスケジュールについては今の説明どおりで理解したんですが、その上の番号制度が始まるのが平成27年10月からと、こういうふうになっていますけど、このシステム改修からちょっと離れるけど、番号制度のことで聞いてよろしいか。

〇 森 康哲委員長

はい。

〇 笹岡秀太郎委員

それで、この番号制度という、番号は、例えば、恣意的に変えることはできるんですか。 例えば、私この番号嫌やがなということはできるの。

〇 江崎 I T 推進課長

IT推進課長、江崎です。

番号につきましては、一度決定した段階で変えるということはできないというふうになっております。その番号をずっと使い続けていくというふうになっております。

〇 笹岡秀太郎委員

理解しました。

例えば、行政側が恣意的にこの番号は抜きましょうみたいなこともないというふうに理 解してよろしいか。

〇 江崎 I T 推進課長

江崎でございます。

おっしゃるとおりで、ご自分で番号を変えたいとか、そういうことは一切できないというふうになっております。

〇 笹岡秀太郎委員

いや、自分ではなくて、行政側が恣意的に、例えば、4、2、4、2、4、2、4、2 となったものは、最初から抜いておこうかみたいな姿勢はないでしょうねという確認をしておるの。

〇 江崎 I T 推進課長

IT推進課、江崎です。

そういうところはないと考えております。

〇 笹岡秀太郎委員

確認しておきました。了解です。

〇 山本里香委員

私も基本的なところで、今のお話からいくと、一度決まったというか事務的に番号がついたら、それがこの平成27年10月にお知らせされて、それが、今も年金番号とかもあるけれども、その年金番号はみんななくなってこれ1本にみんなされちゃうということで、そして、この1月までの間に、さっき申請という言葉があったんですが、家に送ったけど、その方が生存、いろんな事件とか今までもあるけど、行方不明とかわからないとか、そんな事件もあったからこうやってきちんとしようという話もあると思うんだけど、その方を個別に確認して、本人確認がきちんとできたところでカードを送るんですか。そこら辺のところが、これによってメリットデメリットって、事務的にはメリットが多分あるような、仕事的にはあると思うんですけど、今までの行方不明であったり、そういった1人が特定されないとかダブっているとか、いろんなことがある中でこれがされるとするならば、そこら辺の確認というのはここでされるんですか。

O 江崎 I T推進課長

IT推進課、江崎でございます。

今おっしゃいますのは、個人番号カードを送るとき、次の段階、2番目の段階ですけど、 そのときにどういうふうに本人確認をするのかと、そういうふうなご趣旨でよろしいでしょうか。

〇 山本里香委員

さっき申請という言葉が何かちょっと聞こえたので、私は単純に番号を知らせて、でも、 その本人が、例えば認知の方が見えるかわからんし、それから、状況がいろいろあると思 うんですけど、一般的に確認してふんという人だけじゃないと思う。そうしたときにとか、 家へ送ったけれども、それが届きましたよという確認ができない、だから申請をして確定 して、個人番号カードが、その仕組みです。

〇 松村総務部次長兼総務課長

失礼いたします。総務部の松村です。

まず、番号の付番につきましては住民基本台帳をベースにして行政のほうからお知らせ をすると、通知をするという形になっております。

その下に個人番号のカードの交付というのがございますが、それにつきましては申請の あった方にのみ交付をするということで、課長が申しました申請というのはこのカードの ほうの申請でございます。

〇 山本里香委員

そうすると、この1ページに載っている今現在、既存の住基システムの改修というところで進められていくのは、今の住基システムの中で必要な方だけがそのカードを受け取られる。マイナンバーになると全部になって……。

〇 松村総務部次長兼総務課長

ちょっと説明不足で済みません。

全国民に番号が付番されますので、住民基本台帳に載っている方全てに番号を付番する と。その個人個人に特定の番号を付番するためにシステム改修をまずする必要があるとい うことでございます。その後に、希望者の方にはカードを配付するという形になります。

〇 山本里香委員

実務的なことで、番号はみんなにつく、そして欲しい人は、利用することがあるような人はカードを持つ。これで、メリットデメリット、住民の人が、メリットデメリット、こんなことがよくなる、こんなことが悪くなる、行政として多分私はいろいろ便利になると思うんだけれども、こういうことがよくなるということがあると思うんだけど、ちょっと例えば私が住民の方に説明するときに、こういうことがよくなるんだよということを言える材料をください。

〇 松村総務部次長兼総務課長

昨日の日経新聞のほうに載っていたんですが、例えば、お薬手帳とかがありますけど、 そういった薬を一元的にこのカードで管理しようという検討を始めるという段階でござい ます。 まず、第一段階としては、税とか社会保障を公平にするというのがまず第一段階でして、 その後、地方自治体のほうでもどういった住民サービスをできるかとか、国のほうでも今 申しましたお薬のこととか、どういった形でこのカードを住民の方にさらにメリットがあ るものにしていくかというのは今、検討過程ということでございます。

〇 山本里香委員

余りここで、システムの改修をしなかったら全ての業務が滞ってしまうということにきっとなるので、そういうもんだと思うんですが、さっき言われたその公平で公正なということは多分市民の方のメリットになるんだと思うんだけど、その公平と公正がどんな具体例、例えば、こんなことが公平で公正だと言えるもの、例えば、税金だったら、税金逃れが絶対できなくなるとか、そんなことは聞いたことがあるんですが、そういうことなんですか。外国へもみんな追っかけていけるのとか。

〇 松村総務部次長兼総務課長

今のシステムですと、市外に転居されると、住民基本台帳ですので、同一人を確認するというのが非常に難しいこともありますので、まず、それは確実に確認できるということで、以前も消えた年金とかそういった問題もありましたけど、そういったことも起こらないようにこのシステムによってやっていくという、この辺は国のほうですので、ちょっと自治体では十分お答えができないんですが、そういった公正な業務を遂行するということに資するのではないかと思います。

〇 山本里香委員

まだはっきり具体的なことまでは、そういう理念だということで進むということですね。 不明な人とかそんなのがこれでわかるとか、そういうことではないんですね。隠れているとか、不明とか、亡くなってしまって……。

〇 松村総務部次長兼総務課長

今おっしゃられたのは、例えば、行方不明とかという意味でしょうか。

それを、このカードとかマイナンバーによって行方不明の方がわかるというシステムで はないというふうに認識しております。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。 討論がありましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

〇 森 康哲委員長

全体会へ送るべき事項については特にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

それでは、採決に移ります。

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第9目計算記録管理費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、 第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第9目計算記 録管理費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

〇 森 康哲委員長

理事者の方、入れかえのため、10分程度休憩をとりたいと思います。再開は午後3時より。

14:48休憩

15:34再開

〇 森 康哲委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会を再開いたします。

議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第2項 徴税費

第2目 賦課徴収費

歳入全般

第2条 地方債の補正

〇 森 康哲委員長

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費及び歳入全般並びに第2条地方債の補正について説明を求めます。

〇 倭財政経営部長

失礼をいたします。財政経営部でございます。連日、ご苦労さまでございます。

財政経営部の所管する、ただいま委員長のほうからございました一般会計の歳出、歳入、 あわせて今から担当のほうからご説明させていただきますので、ご審議のほうをよろしく お願いいたします。

〇 内田財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部、内田でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第2号のうち、歳出第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費の還付加算金についてご説明申し上げます。

補正予算書は16ページ、17ページでございますけど、説明は、本日配付させていただい ております資料で行いますので、よろしくお願いいたします。

資料の1ページをごらんください。

なお、資料にございます国民健康保険料、介護保険料に係る還付加算金につきましては、 教育民生常任委員会で審議いただいております。

今回、補正予算に計上しましたのは、1の目的に記載してございますとおり、個人住民税、国民健康保険料、介護保険料の還付に当たりまして、地方税法第17条の4の解釈を誤ったことによって還付加算金に支払い不足が生じており、5年間遡及して返還するため、還付加算金の増額補正をお願いするものでございます。

還付加算金は、納め過ぎとなった市税等を納税者に還付する際に、地方税法の規定により利子として加算するものでございますが、今回、調査によって支払い不足が判明しました対象者数あるいは支払い金額につきましては2の内容の記載のとおりでございます。

これによりまして、一般会計の補正予算額は1551万8000円、また、その財源につきましては県支出金として597万1000円、一般財源で954万7000円でございます。

今回、還付加算金に係る地方税法の解釈を誤ったその内容につきましては、資料の2ページのほうをごらんください。

上の図のイメージ図のア、イあるいは中ほどの表の2行目、3行目が今回還付加算金制度の一部を示したものでございますけれども、(ア)、(イ)いずれの場合も確定申告等の提出によって所得税が、国税のほうですけど、減額更正されたことによりまして個人住民税も減額更正したことでもう既にお納めいただいておる個人住民税の還付金が生じた場合でございますが、地方税法では還付される個人住民税がそもそも当初、どういった課税資料に基づいて決定されたかによって還付加算金の計算の期間が区分されてございます。

イメージ図のアの場合には、その左のほうに記載してございますとおり、納税者は申告 した所得税の確定申告に基づいて個人住民税が決定されたと。その後、所得税の減額の更 正があって、個人住民税の還付金が生じた場合でございます。

下の(イ)の場合は、それ以外のもの、具体的には納税者の勤務先から提出された給与支払い報告書、これは源泉徴収票と同じものでございますけど、それに基づいて当初個人住民税を決定して、その後、所得税の減額更正があったために個人住民税の還付金が生じた場合でございます。

アの場合の還付加算金の計算の最初の式となりますのは、所得税の減額更正の通知がされた日の翌日から起算して1カ月を経過する日の翌日と。イの場合は、計算の式は実際に住民税の納付のあった日の翌日となります。

今回、地方税の解釈を誤ったところは、2ページ下に記載してございますとおり、所得税の減額更正に伴って個人住民税を還付する場合に、先ほど申しました個人住民税の決定が一体何によってされたのかを区別せずに、給与支払い報告書に起因する場合はイのとおり計算すべきところをアのとおり計算したために還付加算金の計算期間となる日数が不足して、支払い不足が生じたものでございます。

資料3ページは、6月2日の議案聴取会で資料請求があり提出したものでございますけれども、これは、昨年策定した四日市市固定資産税等過納金返還支払要綱において最長20年返還するとしておりますけれども、今回の還付加算金の返還は遡及期間を5年とするという、そういったものの考えをまとめたものでございます。

4ページから6ページには、固定資産税等の返還の要綱をつけさせていただいてございます。

今回、遡及期間を5年としましたのは3ページの1にございますように、今回の還付加算金算出の考え方につきまして、記載がございますように、平成21年7月15日の東京高裁判決におきまして、地方税法第17条の過誤納金の還付は地方団体と納税者との公平を勘案し、民法上の不当利得の法理を踏まえたものであって、地方税法第17条の4の還付加算金制度は民法上の不当利得における利息に相当すると、このようにされておりますので、地方税法に定めのある個人住民税の還付金及びそれに付加する加算金につきましては民法の特則ということでございます。

このことから、地方税法第18条の3の還付加算金の消滅時効5年といいますのは、いわゆる民法第167条の債権等の消滅時効の10年と、それの特則であると理解されますので、この地方税法の規定に基づきまして遡及期間を5年としたところでございます。

また、3ページ2のほうに記載してございますとおり、昨年策定した固定資産税等に関

する要綱につきましては、平成22年6月3日の最高裁の判決におきまして固定資産税、都 市計画税において課税庁が地方税法の規定に違背して税額を過大に決定したときは、国家 賠償請求を行えると、こういうことをされたことを受けて策定したものでございます。

今回、遡及期間を5年としましたのは、昨日の議案質疑でもご答弁申し上げましたが、 この最高裁の判例につきましては、税額を決定するといった、いわゆる行政処分に瑕疵が あった場合の判決でございまして、今回の還付金に付加する利息の支払いにつきましては 行政処分に当たらず、その支払い不足についてはこの判例は直接及ばないと考えておりま す。

また、今回のようなケースはほかに判例がございませんので、地方税法の規定を超えて 返還する法的根拠はないということから、先ほど1で説明しましたとおり、地方税法の規 定によって遡及期間を5年とすることが適正であると判断したところでございます。

説明は以上でございます。

〇 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いします。

〇 樋口龍馬委員

参考までに教えていただきたいんですが、一番大きい方で、どれぐらいの額が返ってくるんですか。

〇 中根収納推進課長

収納推進課の中根でございます。

税における還付加算金の最高の額ということでございますね。

〇 樋口龍馬委員

最高額。

〇 中根収納推進課長

単年度で7万6000円でございまして、さかのぼって4年ないし5年さかのぼる場合がご

ざいますので、その方につきましては4年間で19万円ということになっております。

〇 樋口龍馬委員

これは、わび状じゃないんでしょうけど、どういう、お金だけぼんと返ってくるのか、どういった文言を添付して還付していくのか教えていただけますか。

〇 中根収納推進課長

これにつきましては、6月1日付でもちまして解釈誤りをしておりまして申しわけございませんというおわびの文書とお返しする際の口座のお尋ねという文書をあわせて記載いたしまして送付させていただいた次第でございます。

〇 樋口龍馬委員

それについて、市民の方からご意見等はいただいてはいない状況ですか。

〇 中根収納推進課長

数件お問い合わせをいただきまして、ただ、その内容につきましては、おおむね口座の 書き方がどうだというところでございます。

以上でございます。

〇 樋口龍馬委員

おおむねという言い方だとちょっとニュアンス的にクレームに近い形、苦情に近い形の ものはいただいていないということでよろしいですか。

〇 中根収納推進課長

左様でございます。

〇 毛利彰男委員

いつからこんな間違えておったん。もう何十年も前からかな。 5 年前しか遡及できやんのやけど。どえらい損失と違うか。

〇 中根収納推進課長

今回のその還付加算金の計算というものにつきましては、市役所の基幹システムで計算をしておるところでございまして、現在のシステムというのが平成18年9月からシステムの運用を開始しております。

少なくとも平成18年9月から間違えておる状況でございますけれども、それ以前につきましては、ちょっと保存のデータがございませんのではっきりしたお答えができないんですけれども、過去の実績から推計すると、以前からも間違っておったと考えられます。

〇 毛利彰男委員

それで、どえらい額になるな、それ、そうすると。どれぐらいかな、腹切ってもらうんかな。

〇 中根収納推進課長

申しわけございません。正確な過去の再計算というのができておらない状況でございまして、これも推測で申しわけないんですが、5年間で今回、税につきましてお願いしておりますのが1550万円というところで、1年当たりおおむね300万円ということになるかなと思っております。

〇 毛利彰男委員

平成18年からやったら幾らになるねん。もうええか。もうええわ。

〇 藤井浩治委員

この誤りって何か全国的にはやっておるみたいですけど、県下の市町でどれぐらい同じような間違いをしておるんですか。

〇 中根収納推進課長

三重県内につきましては、税の担当課長の会議がございまして、鈴鹿市を除いては、税 につきましては全て同様の誤りを起こしております。

〇 藤井浩治委員

税というのは、国民健康保険料と介護保険料は違うということですか。

〇 中根収納推進課長

はい、そうでございます。

〇 藤井浩治委員

これ、鈴鹿市以外は全部誤りであったというのは、何かそういう共通、連帯システムと か意識とか、気がつかない意識、そういうものがあったんですかね。ちょっと質問がやや こしいかな。

〇 中根収納推進課長

今回の問題が発覚してから担当課長がいろいろ寄って、今後の対応等につきましてもできるだけ足並みというか、適正な処理に向けての検討をしたんですけれども、どこもどうしてどうやって間違えたという原因がはっきり申し上げられないというか、判明していない状況でございまして、これは他県にも問い合わせをしたんですけれども、何かの通知をもって誤ったとか、明確な原因がわかっておらないというのが現状でございます。

以上でございます。

〇 藤井浩治委員

多分、それぞれ、鈴鹿市以外はこの収納の日と、それから、税務署の更正のあった日と いう解釈について、長い年月ずっと間違っていたということですので、むしろよく気がつ いてもらったなと、そういうふうに捉えさせてもらいます。

〇 森 康哲委員長

他にございますか。

〇 笹岡秀太郎委員

そういうのを行政処分に瑕疵があったと言うのと違うんやろうか。

〇 内田財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部長、内田でございます。

税の世界で言いますと、その行政処分と言いますのは、当然のごとく税額を算定して納税者の方にその内容を送達するという、これが行政処分ということでございますけど、今回、過納となった税をお返しするときに付加する利息、これについては、いわゆるその事実を実際に計算して相手にお返しするということですので、これは租税等の専門家も確認させてもらっておるんですけど、利息の返還については行政処分に当たらないという見解でございます。

〇 笹岡秀太郎委員

これ、今回は国家賠償法の時効は適用せずにということは今の理屈で言うんだろうけど、 ひょっとしてこれ裁判を起こされたとき、ええの、これ。法解釈は間違いないのやろうか。 信頼させてもらってよろしいかということ。

〇 倭財政経営部長

今、裁判云々という話が出たんですけれども、そういうことがあってはならんとは思うんですけれども、現状、先ほど次長のほうから申し上げましたように、当然、特に地方税というふうなところで、全国、いわゆる法律に基づいてやっぱり措置すると、対応するというのが基本だと思います。

税の専門家なり、それから、弁護士さんにも意見は聞かせていただきました。固定資産税についてはこういう形で判例が出てございますので、当然、判例というのは法律と同じ重みがございます。そういったところで20年返還というのはこれは固定資産税と都市計画税のみ、それも、明確に要綱のほうにもお示しをさせていただいてございますが、完全にこちらのミスというふうなところでの判例が出ておると。これがございますので、うちとしてもそこら辺の要綱という形でさせていただいてございますけれども、今回のケースについては、そういう明確な判例がない以上、基本的には地方税法の規定にのっとって対応するのが基本であるというふうなところもご意見をいただいてございますので、そういうところで全体を見る中で、市といたしましても適正に判断をさせていただいたというところで考えてございますので、何とぞご理解いただきたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

〇 森 康哲委員長

よろしいでしょうか。

〇 山口智也委員

ちょっと教えてほしいんですけど、これ、ミスが起きたということは、1号の方、3号の方をきちっと分けてなかったということですよね。今回こういうミスに気づいて、同じミスはもう当然1件も起こさんような対策、システムをいらうということで理解していいんですよね。

〇 内田財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部、内田でございます。

この誤りにつきましては早速対応させていただいて、平成26年度以降についても適正に 処理をさせていただいております。

ですから、それ以前については今回の補正予算でお願いさせていただいて、お返しさせていただくということでございます。

〇 山口智也委員

当たり前の話なんですけれども、もう一点、気になるのが6月1日からおわび文も出しているということでやってもらっているんですけれども、今一番、結構、世の中、還付金詐欺とかがあるじゃないですか。そういうのもホームページとかでも注意喚起はしていただいているとは思うんですけれども、万が一、そういった被害に巻き込まれてしまう人が1人でもおった場合、責任はどこに発生するんですか。仮想の話ですけどね。

〇 森 康哲委員長

答弁は誰が。

〇 大谷財政経営部政策推進監

政策推進監、大谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま山口委員からご質問いただいた件、還付加算金等の支払いの連絡等が第三者に よって行われ、それで詐欺等が起こった場合の対応ということでございますが、その方が 市の職員を装って振り込み等を働きかけるとか、口座を教えてくださいという、どういう 体系かによって、どういう形でその方にアプローチされたか、そこで国家賠償が市の職員 が偽りをしたと相手方が信じるに足りるような事情があれば市の責任というのも認定され てくる可能性はあろうかと思いますが、基本的には振り込み詐欺に遭われないような形で 市民の方にお願いをするということになろうかと思います。

以上です。

〇 山口智也委員

そういうことも、おわび文章の中でそのこともきちんと注意喚起しているんですか。

〇 中根収納推進課長

収納推進課の中根でございます。

先ほどお答えしましたどういう通知をという中で、おわびと口座という案内をさせていただいておるんですけれども、私ども、その通知をさせていただく際に、市民の方々が私どもの不手際によってそういう詐欺等の犯罪に巻き込まれるおそれがあるというのは本当に懸念しておるところでございまして、先行して通知を出している市はA4、1枚の紙にお気をつけくださいという記載がありましたが、それだけではごらんいただけないかなというところで、あえて色紙の短冊を入れさせていただいて注意喚起のお願いをさせていただいたというところで、本当にそういうふうなことにならないように私どもとしてはできる限りの手だてを打ったつもりでおります。

〇 山口智也委員

四日市市だけの話ではないのはよくわかっているんですけれども、そういった被害が本 当に1件でも出たらアウトだと思いますので、十分対応していただきたいなと思いますの でよろしくお願いします。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 毛利彰男委員

再確認、繰り返し聞きますけれども、通知した人に5年より前にさかのぼって返せと言ってきた人は1人もおらんということでええね。それはええんやな。

〇 中根収納推進課長

現在、おおむね1800件ほど送付した中で1200件ほどの返送を頂戴しておりますけれども、その限りでは、ございません。

〇 毛利彰男委員

ありがとうございました。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。 討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

〇 森 康哲委員長

討論がないようなので、全体会へ送るべき事項について、特にございませんか。

〇 笹岡秀太郎委員

市民に大変なご迷惑をかけて、総務委員会でしっかり議論も今、重ねては来ましたが、 大事な部分ですので全体会で皆さんで問題を共有して、しっかりと全員でその辺のあたり を再度議論していくということも必要かなという思いがありますので、全体会に上げてい ったらどうかということを皆さんにお諮りをいただければありがたいと思います。

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

全体会で審査をしてはどうかと意見が出ておりますので、全体会へ送ることについて、 皆さんにお諮りをしたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費について、全体会に審査を送ることについて賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者举手)

〇 森 康哲委員長

賛成少数であります。よって、本件は全体会に審査を送らないことにいたします。

それでは、議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳 出予算の補正、歳出第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費及び歳入全般並びに 第2条地方債の補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、 第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費 及び歳入全般並びに第2条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決 すべきものと決する。]

ただいまより、総務常任委員会に切りかえます。

議案第7号 四日市市税条例及び四日市市税条例の一部を改正する条例の一部改 正について

それでは、議案第7号四日市市税条例及び四日市市税条例の一部を改正する条例の一部 改正についてを議題といたします。

それでは、理事者より配付資料の説明をお願いします。

〇 内田財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部長の内田でございます。

私のほうからは、議案第7号四日市市税条例及び四日市市税条例の一部を改正する条例 の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書は33ページからでございますけれども、説明は本日配付した資料で行いますので、 よろしくお願いいたします。

議案第7号四日市市税条例の一部改正につきましては、平成26年度税制改正大綱による 地方税法の一部を改正する法律が成立しておりますけれども、これによって四日市市税条 例を改正するもののうち、一部につきましては既に本年2月定例月議会最終日で議決いた だいておりますので、今回はそれ以外について上程させていただくものでございます。

なお、後ほど説明いたしますけれども、わがまち特例というものがございまして、それ に関する市税条例の改正につきましては8月定例月議会で上程させていただく予定でござ います。

資料8ページをごらんください。

主な内容としましては二つございまして、一つ目が(1)法人住民税関係、二つ目が軽 自動車税関係でございます。これらは、平成24年8月に成立した税制抜本改革法を着実に 実施する観点から検討され、地方税法の一部を改正する法律に盛り込まれたものでござい ます。

このほか、地方税法の改正に伴って四日市市税条例の条項ずれ等の整備を行ってござい

ます。

まず、一つ目の(1)法人住民税関係でございますけど、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率8%の段階におきまして、地方の税源である法人住民税法人税割の一部を国税として創設する地方法人税として徴収しまして、その税収全額を地方交付税原資とすることにされたことに伴い、具体的には法人市民税法人税割の税率を引き下げ、それによる減収分を国税化するものでございます。

このため、現在13.5%になっております法人市民税法人税割の税率を2.6%引き下げ、 10.9%に改正するものでございます。

施行期日は資料下にございますように平成26年10月1日となっておりますので、改正後の税率につきましては、平成26年10月1日以降に開始する事業年度に係る申告から適用されます。具体的には、平成26年10月1日から始まって、平成27年9月30日に終了するような事業年度、それに係る申告から対象となります。

記載してございませんけど、平成25年度決算見込みで試算しますと、平成27年度で4億円、あるいは平成28年度で平準化されて8億円程度の減収となります。

次に、二つ目、(2)軽自動車税関係でございますけど、資料1ページのア、イ、ウの表のとおり、軽自動車税の税率を改正するものでございます。

これにつきましては、平成25年に地方財政審議会に設置された自動車関係税制のあり方に関する検討会において、車体課税については負担公平の観点から見て著しい不均衡があるようなものについてはその是正を図ることによって新たに税収を確保することを基本とすると、さらには、環境性能の劣る自動車への重課等も検討すべきであると、そういったことを受けて改正されるものでございます。

軽三輪、軽四輪以上の税率につきましては、アの表にございますとおり、平成27年4月 1日以後に最初の新規登録を受ける車両は改正後の税率が適用されます。したがいまして、 従来の車両につきましては改正前の税率が適用されます。

また、税率の引き上げ幅につきましては現行の税率の1.5倍とされておりますけれども、 農業者や中小企業者等に配慮して、いわゆる軽トラックや営業用の車につきましては税率 の引き上げ幅を現行の1.25倍に抑制するといった点が配慮されております。

また、原動機付自転車、二輪の軽自動車等につきましては、ウの表にございますように、 小型特殊車両その他以外の車両につきましては税率が現行の1.5倍に引き上げられます。 ただし、引き上げた後、2000円に満たないものは2000円とされます。このうち、小型特殊 自動車その他の税率につきましては、主に営業用に使用されることから、先ほどのアと同じように1.25倍となってございます。

アとウの施行期日は、資料下にございますように、平成27年4月1日となってございま すので、平成27年度の軽自動車税から適用されます。

さらに、軽自動車におきましてはグリーン化を進める観点から、軽三輪、軽四輪以上の軽自動車に対して、イの表にございますように、もう最初の新規登録を受けてから13年を経過した車両にはアの表の改正後の税率のおおむね20%の重課税率が適用されます。この施行期日は、資料下のとおり、平成28年4月1日となってございますので、平成28年度の軽自動車税から適用されます。

これらによる税収見込みにつきましては、資料9ページに記載してございますけれども、 右下でございますが、平年ベースで5800万円ほどの増収と見込んでございます。

最後に、資料10ページでございますけど、横になって恐縮でございますが、この内容は 冒頭で申しましたように8月定例月議会で市税条例の改正案を上程するものでございまし て、参考としてつけさせていただいております。

先ほどの地方税法の一部を改正する法律におきましては、いわゆるわがまち特例という ものが追加されてございまして、わがまち特例につきましては平成24年度税制改正大綱に おいて地方自治体が独自の判断で政策減税を実施できる制度として盛り込まれたものでご ざいます。具体的には、資料の上段にございますように、地方税法の定める範囲内で地方 自治体が税の特例措置の割合を条例で定めることができる仕組みでございます。

今回の税制改正の結果あるいは昨年秋の税制改正で2項目、それから、年末の税制改正 で3項目、合計、5項目についてわがまち特例が導入されてございます。

内容につきましては資料の表のとおりでございますが、表の左から対象資産、課税標準の特例率、ここに記載してございます範囲内において市町村の条例で特例率を定めることができるものでございます。

矢印中央が国が示す参酌とする特例率で、それより左の特例率にすれば税額は低くなり、 右の特例率にすれば税額は高くなります。右端には、具体的な対象資産として整理してご ざいますけれども、いずれにつきましても固定資産税に関する特例措置でございます。

特例税率を定めるに当たりましては、特例措置となった背景とか本市の政策との整合性 あるいは財政に与える影響等々について整理が必要になりますので、お時間を頂戴して8 月定例月議会でお示しするものでございます。 説明は以上でございます。

〇 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いします。

〇 山本里香委員

加藤清助議員の議案質疑のときにも話が出ておりますけれども、法人市民税の、結局市税の国税化という問題で、そのときの説明では、またそれが還元、税の再配分という、全国的に、これは四日市市だけのためではないけれども、全国的な中で押しなべて税の再配分をしてくるので、どれだけ、入り口はわかっておっても出口というか返ってくるのはわからないというふうなお話だったんですけれども、四日市市の財政状況から見て、この辺のところで、出していったものは絶対ぶんどらなあかんと、そういうようなものではないとは思いますけれども、これはもう戻ってこないということも考えられるんですよね。

〇 倭財政経営部長

議案質疑のほうでお答えさせていただきましたが、今、現在としては正確な積算が示されていないというところです。

ただ、実際、これは交付税のルールにのっとって交付いただくのであれなんですけれど も、ただ一点言えるのは、今、合併特例ということで、それなりに交付税のある意味優遇 的な措置を受けておるというところです。

それがあと5年で切れた場合、不交付団体となった場合は、単純な考え方かもわかりませんけれども、法人税分が吸い上げられますけれども、それはもう不交付ということで交付されないというところがありますので、そういう不交付団体になると、実際、一定の影響が出てくるというふうなことでお考えいただいてもいいと思います。

以上でございます。

〇 山本里香委員

出てきますよね。

山本委員、よろしいですか。

〇 山本里香委員

出てきますよね。仕方のないことなのかな。

読めないというかそれは先のことは確実なことは誰もわからないし、今言われたような合併特例のことがあるので、そういうこともありかなというのは私たちもみんなが思っていることだと思うんですが、本当に地方でいろいろなことをしなければならないことがたくさんふえてくる状況が見える中で大変なことだと思うんですよ。

それで、その引きかえじゃないけど、5800万円のために、みんなが大きな車をやめて軽自動車にかえていっているのに、それが1.25倍、1.5倍、これは、それはここにしてみれば1年間で、ちょっとそこら辺が、これだけでは賄えるわけではないんですが、非現実的だなと思いながら、しかし、環境負荷のためにこの13年を経過したと言われると、それは、そういう考え方なのかなというふうに思ったりしますが、これで市民生活への影響というのは、いかがお考えですか。

〇 内田財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部、内田でございます。

軽自動車税の税率の引き上げということでちょっとお答えさせていただきますけど、今、 おっしゃられたように、市民の生活の足として軽自動車は非常に使われておると、全国で も100世帯当たり40台、50台と平均になっておりますし、三重県ではもっと高い100世帯当 たり80台ぐらいの比率で軽自動車は使われておると。

そんな中で、いろいろ地方の声もあった中で、1000cc程度の普通自動車の税率が2万9000円ぐらいと、それとほぼ変わらない660ccの軽自動車税の四輪が7200円という税率、ここら辺の格差はやはり是正しながら、ちょっと話は別になりますけど、自動車取得税がやがて廃止になる、その財源として確保していくと。いわゆるもうその税率構造の格差を是正しながら財源を確保するという考え方が国にあるということと、生活の足になっておるやないかという市民の声に対しては、この資料の8ページのアにつきまして、新規の平成27年4月1日以降に新規登録があった分だけが対象にまずなると、それ以前に登録のあるお車については、13年たてば上がりますけれども、それまでは税率を据え置くという配

慮があったということで、そこら辺、地方のいろんな声を国のほうでいろいろ配慮してい ただいた結果なのかなとは思っております。

以上でございます。

〇 森 康哲委員長

他にございますか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

〇 森 康哲委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第7号四日市市市税条例及び四日市市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に つきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第7号 四日市市税条例及び四日市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

以上をもちまして、総務常任委員会を閉じます。

理事者の方は退席をお願いします。

じゃ、ちょっと休憩入れます。5分程度、休憩します。

16:15休憩

16:20再開

〇 森 康哲委員長

それでは、休会中の所管事務調査について確認をいたします。

所管事務調査として実施する日程から確認をさせていただきたいと思いますので、よろ しくお願いします。

議会報告会、市民意見のフィードバックについて確認する関係上、議会報告会実施後の 議会運営委員会の前後で、それぞれ1日ずつ、計2日間、日程を確保する必要がございま す。つきましては、それぞれ2案提案をしてございますので、いずれかの日程に決めたい と思いますので、よろしくお願いします。

それでは、確認させていただきます。

7月24日の木曜日か7月25日の金曜日、いずれも午前10時からの予定ですが、どちらかの日程で都合の悪い方、お見えになりますでしょうか。

〇 毛利彰男委員

7月24日はできたら避けていただきたいです。

〇 森 康哲委員長

7月25日がだめだという方、見えますか。7月25日でよろしいでしょうか。

〇 毛利彰男委員

済みません。

では、第1回目は、第2案の7月25日の金曜日、午前10時からといたしたいと思います。 それでは、2回目は今ちょっと調べに入っていただいているんですけれども、それでは、 8月8日がちょっと不安定なんですね。

〇 藤井浩治委員

そうです。

〇 森 康哲委員長

じゃ、8月12日の火曜日が都合の悪い方、見えますか。8月12日の火曜日が都合が悪い方、お見えになりますか。

もし、よろしかったら、8月12日に決めたいと思いますが。よろしいでしょうか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

では、2回目は、第2案の8月12日の火曜日、午前10時からとさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、続いて、所管事務調査として実施する事項について確認をさせていただきます。

所管事務調査として実施する事項として、何か案のある方はご発言いただきたいと思います。

〇 樋口龍馬委員

今回でということではないんですけれども、できればこの年度中に広聴の視点で、パブリックコメントのやり方であったり、市民アンケートの取り方、分厚いのが来て、集めたりというのではなかなか回収率が悪いと聞いていますので、その辺を一度調査させていただいてということができればなというふうに考えて総務常任委員会を希望したところもあるので、もし、調査項目がなければぜひお願いをしたいと思います。

パブリックコメントのやり方、市民アンケートの仕方。

〇 日置記平委員

この前、任せたん違ったっけ。

〇 森 康哲委員長

議会報告会のシティ・ミーティングのテーマは任せていただきました。

〇 日置喜平委員

それだけか。

〇 森 康哲委員長

はい。

正副一任やったな。

〇 石川善己副委員長

はい。シティ・ミーティングのテーマです。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

じゃ、ただいま樋口委員のほうから提案がありましたパブリックコメント、市民アンケートについての、何でしたっけ。

〇 樋口龍馬委員

現状と回収率とか。

現状と回収率、全般について調査をするということでご異議ございませんか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

じゃ、そのように決しました。

それでは、議会報告会について確認を行います。

本日、資料として総務常任委員会議会報告会の進行表という題目の資料を配付しております。

事務局にて、資料の簡単な説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

〇 栗田議会事務局主事

失礼いたします。

では、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

総務常任委員会議会報告会進行表とある1枚ものの資料でございますので、こちらを見ていただきたいと思います。

本定例月議会の議会報告会の日時としましては、7月8日の午後6時半からということで決めていただいてございまして、場所につきましても南中学校、1階多目的会議室で実施ということが決まっております。

それで、こちらのほうに現場集合時間から、開会、議会報告会、シティ・ミーティング、 閉会の挨拶というふうな流れを書かせていただいてございまして、それぞれ時間のほうを 記載のほうさせていただいてございます。

こちらの時間配分につきましては、前年度の議会報告会の進行表の流れをそのまま写させていただいておるような形でございまして、前年度の時間配分をそのまま踏襲させていただいてございます。

本日、決定いただきたい事項といたしまして、議会報告会の中の司会進行役、あと、報告をどなたが行うのかという部分、あと、シティ・ミーティングにつきまして、これもまた司会進行役をどなたが行うのか、最後、閉会のご挨拶でございますけれども、この辺どなたが行っていただくのかという、この項目につきましてご決定賜りたいと思いますので、

よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

〇 森 康哲委員長

では、2番から決めていきたいと思いますので、我こそはと思う方。

〇 日置喜平委員

もう委員長に任せるわ。

〇 森 康哲委員長

指名でよろしいでしょうか。

〇 日置喜平委員

はい、よろしい。

〇 山口智也委員

ちょっと質問なんですけど、議会報告会の報告なんですけど、今回1人でやるということですかね。分担せんと。

〇 森 康哲委員長

それでもいいですけれども、以前、総務常任委員会では分担でやられたこともあります し、1人の方が報告をした場合もありますし、それぞれで。

〇 石川善己副委員長

今回のボリュームやと、1人でやったほうがスムーズかなという気がしますが。

〇 日置喜平委員

それも任せるわ。

〇 笹岡秀太郎委員

多くやられているように、今、副委員長が言われたように、副委員長に司会をしてもらって、報告を委員長が一括してやっていただくというのが一番スムーズじゃないですか。

〇 日置喜平委員

異議なし。

〇 藤井浩治委員

賛成。

〇 日置記平委員

はい、決まり。

〇 森 康哲委員長

じゃ、議会報告会の司会進行を石川副委員長に、報告を私、委員長の森が担当させていただく、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

ありがとうございます。

では、3番のシティ・ミーティングの司会進行はどなたにしていただいたほうがいいですかね。

〇 毛利彰男委員

それも同じ、同じでいいんじゃない、最後まで。

〇 日置記平委員

そうそう。異議なし。

質疑応答のほうは全委員でお願いしたいと思います。

閉会の挨拶も……。

〇 毛利彰男委員

それは委員長やで。

〇 笹岡秀太郎委員

異議なし。

〇 森 康哲委員長

わかりました。では、閉会の挨拶は、私、委員長がさせていただきます。

それでは、当日よろしくお願いいたします。

最後に、行政視察について簡単にご報告を申し上げます。

行政視察につきましては、先般実施した管内視察において、視察先が熊本市、そして、 広島市に決定しております。

また、視察の日程につきましては、7月15日から7月17日で実施することになっておりますので、よろしくお願いします。

日程表は、もうそれぞれ配付済みになっておりますので、ご確認をお願いします。

〇 日置記平委員

これでわからんところが委員長一つあるんやわ。ホテル名が入っておらん。

〇 笹岡秀太郎委員

まだ入っていないね。

〇 森 康哲委員長

視察についてはよろしいでしょうか。

〇 日置記平委員

ホテル名が入っておらん。

〇 森 康哲委員長

ホテル名はまだ決まっていないので、決まり次第、また報告をさせていただきます。

それで、先ほどの所管事務調査の内容なんですけれども、第1回、第2回の日程をとっていただきましたが、パブリックコメントのほうは第1回目のほうでやらせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

では、7月25日の金曜日、午前10時から、パブリックコメントについての所管事務調査を行いますのでよろしくお願いします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉じさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

16:40閉議